

戦後日本の製粉工業（上）

——從属的国家独占資本による再編過程——

中 内 清 人

はじめに

- 一、原料麦編成替
  - 1 輸入小麦と独占資本の再生
  - 2 輸入小麦と製粉工業
- 二、食糧危機下の製粉工業育成
  - 1 食糧統制（委託加工方式）と製粉工業
  - 2 委託加工方式下の製粉工業育成（以上本号）
- 三、輸入小麦の増加過程における製粉工業政策の転換
  - 1 委託加工方式下の製粉工業抑制・整理
  - 2 原料「買取加工論」の抬頭
- 四、原料麦編成替後の中小企業の没落
- 五、「高度経済成長」期の製粉資本の集積・集中
- 六、「開放経済体制」下の製粉工業「近代化」政策

はじめに

戦前、帝国主義的進出、「大東亜共栄圏」、「日滿支経済プロ

戦後日本の製粉工業

ック」建設を計画した政府は「軍事的アウトルキー」の必要から、昭和七年に「小麦増産五ヶ年計画」をたてた。これは輸入関税の引上げと技術改良を主要手段とする計画であり、内麦生産量は昭和八年に一〇〇万トンを突破し、一五年には一八〇万トンに及んだ。このため「内需内麦外需外麦」のほぼ完全な「加工貿易」が実現した。しかし、半封建的零細農耕の生産力は、反収頭打ち、生産費上昇という結果をまねき、「日滿支経済ブロック」内の食糧自給体制は実現しなかった。

小麦は主に製粉して食される。日本の製粉企業も「日滿支経済ブロック」建設の一環として、三七万トン（昭和八一〇年平均）の小麦粉を植民地、半植民地へ輸出した。朝鮮、台湾への輸出は完全な植民地貿易であり、満州へも傀儡政権をたて、昭和九年には小麦・小麦粉の輸入関税を新設させ、一年には外国粉輸入許可制をしかせ、オーストラリア粉を締出しての商

戦後日本の製粉工業

品、資本の輸出であった。この植民地貿易に活躍した工場が大製粉資本の「海工場」である。昭和九—一四年当時は大製粉企業による積極的な大陸、台湾への資本輸出期であり、合弁会社を含めて会社数は一五、工場数は五四を数え、生産能力は合計五三、七九二バレル (Barrel、二四時間に小麦粉一九六ポンド) 約八八・九キログラムを生産できる能力を意味する) に及んだ。これは当時の内地能力の六〇—七〇%に相当する。

日本帝国主義の崩壊により、これら海外能力は接収せられ、国内能力も企業整備、戦災などによって、終戦時には戦前最高の三分の一以下に減少した。

現在小麦輸入量は年間約四〇〇万トンにおよび、米生産量の約三分の一である。これは戦前の植民地米移入という帝国主義国の低米価低賃銀政策に代るアメリカ帝国主義の支配下におかれた従属国の低米価低賃銀政策の結果である。戦後の製粉工業政策の基調となるものは、低米価低賃銀政策の前提としての低価格小麦粉の確保にある。そして、戦前帝国主義進出の一環を担った製粉工業も、戦後はこの基調にそいアメリカ余剰麦の日本市場開拓機関として復旧した。本ノートは、従属的国家独占資本による日本経済の従属国の再編政策の一環としての、製粉工業政策の跡を祖述することを目的とする。

一 原料麦編成替

1、輸入小麦と独占資本の再生

製粉工業の再編は輸入麦の増加を前提とする。したがって、まず輸入麦増加の原因をみる。

社会的分業は採取業からの加工業の分離をもってはじまる。「機械が発明されるまでは、一国の工業は主として自国の土地の生産物である原料をもとにしておこなわれていた」。しかし、「機械の発明は製造工業と農業との分離をなしとげた」。すなわち、産業革命は、加工業が自国の土地生産物と無関係で

(表1) 国内産小麦生産量と外国産小麦輸入量(単位千t)

昭和	(A)内小麦生産量	(B)供出量	作付面積(1000ha)	(C)小麦輸入量	(A)+(C)	(C)/(A)+(C)	米生産量
15	1,792		834				9,131
20	943		724	8	951	0.8	5,872
21	615		632	340	955	35.1	9,208
22	767	372	578	694	1,461	47.5	8,798
23	1,207	495	743	695	1,902	36.5	9,966
24	1,304	631	761	<b>1,955</b>	3,259	<b>60.0</b>	9,383
25	1,338	557	<b>764</b>	1,573	2,911	54.1	9,651
26	1,490	584	735	1,654	3,144	52.7	9,042
27	1,537	349	721	1,662	3,199	52.0	9,923
28	1,374	379	686	1,687	3,061	55.2	8,239
29	1,516	534	672	<b>2,187</b>	3,703	59.0	9,113
30	1,468	586	663	2,287	3,755	61.0	12,385
31	1,375	535	657	2,224	3,602	61.8	10,899
32	1,330	535	617	2,240	3,570	63.0	11,464

内小麦生産量は「食糧管理年報」、小麦輸入量は「日本統計年鑑」たゞし20年は「経済白書」(昭和30年版)137表。

ありうる条件を創出した。したがって、産業革命以後はある加工業が、自国の土地生産物を原料とするか、輸入原料に依存するかは、当該国の再生産構造<sup>II</sup>資本蓄積構造による。製粉工業についても事態は同じである。原麦を、自国の農業に依存するか、輸入麦に依存するかは、当該国の資本蓄積構造に規定される。

昭和二〇年八月一五日、日本帝国主義の崩壊によって、地主制・零細農耕とこれを補足する植民地農業、この兩者のうえにたつ帝国主義的食糧政策は破綻した。また第二次大戦中の軍事力増強のため、農業生産手段・労働力は犠牲とされ、昭和二〇年産米五八万トンは昭和八一二年平均の六二%、昭和一七年産米一〇〇万トンの五九%に減少した。内小麦生産量は昭和二〇年に九四万トン、二二年には六二万トン、二二年には七七万トンであり平均して七七万トンで戦前最高の昭和一五年の生産量一七九万トンの四三%にすぎない。一方、引揚者などによって国内人口は増加し、甘薯、馬鈴薯、澱粉などをくわえても食糧不足量は約一、四五〇万石と推定された。

政府は食糧増産政策(政府が追求した低食糧価格政策下では実現困難であることはいままでもない)、アメリカ権力を背景としての供出促進政策(強権供出)、未利用資源開発政策、食糧輸入政策などをとった。なかでも積極的に推進したのは食糧輸入政策であった。輸入麦が日本資本主義の再生産構造に組込まれる過程を整理しておこう。

## 戦後日本の製粉工業

日本はポツダム宣言の受諾によって連合国軍の管理下(事実上はアメリカ帝国主義の管理下)におかれ、政治と経済(財政、金融、貿易など)の全分野を支配されたため、輸入には許可が必要であった。

占領初期の「民主化」時代には世界的食糧不足期であり、世界の米不足量は二一三〇万トン、小麦不足量は六一七〇万トンと推定され、アジアの米輸出余力は戦前の五〇%以下に低下していた。世界人口一人あたりの食糧生産量対前年比は一二%の減少であり、アジア、ヨーロッパ各国では飢餓状態にあった。この事態下で政府は連合軍司令部に食糧輸入を要請した(昭和二〇年一〇月二六日)。

これにたいして司令部は(一)クレジットは認めず見返り物資の輸出が先行しなければならない。(二)食糧の輸入機関を始め輸送、労務、配給等各機関の確立が完全になされなければならない。(三)国内における食糧飢饉解決の為の努力が真剣に行われなければならない。さらに「輸入食糧の全量は世界の食糧事情を検討した後決定される」との条件付許可指令をだした。

さらに、輸出来を管理し、各国に割当てゝいた国際緊急食糧委員会(International Emergency Food Committee)はアジアの米の減産の責任は戦争を開始した日本も負うべきだとして、日本への米輸出割当を拒否した。戦後この時期の輸入食糧はこのような世界的な食糧不足を背景に僅少であった。昭和二二〜三年までの外小麦輸入量は年平均五八万トンであった。そして

すべて「援助」輸入であった(表1、2)。

しかし、この輸入食糧は二重の意味で戦後の日本独占資本主義体制の再編強化に役立った。まず、食糧としての使用価値において、食糧危機を緩和し、また低米価低賃銀政策(傾斜生産方式の一環としてとられた「新物価体系」など)を補強した。この「援助」食糧輸入量の食糧需給量に占める割合は昭和二一米穀年度に八・六%であった。しかし昭和二二米穀年度には二一・三%、二三、二四米穀年度には約二〇%を占めていた(表3)。

さらに、「援助」輸入食糧はその売上代金の面において、各時期に独占資本の強化資金となった。戦後初期には「見えざる輸出補給金」として独占資本の再生強化に使用された。すなわち食糧売払代金が大半を占める「援助」物資売払代金は一九四九年(一九四五—四九年三月まで総額約一〇億五、〇〇〇万ドル)までは貿易特別会計に組込まれ、政府が「輸入物資を(輸入価格より)割安に払下げ……、輸出处資を(輸出価格より)割高に買上げ」(内引用者)る差額の赤字穴うめに利用され、日本独占資本の生産拡大と、輸出拡大のために不可欠の資金となった。また「援助」は、いうまでもなく、アメリカ独占資本の市場拡大、最大限利潤の獲得を可能ならしめるものであった。当時の米麦の国別輸入量をみるに(表4)、米は昭和二二年まで、大麦は二三年まで、小麦は二四年まで、ほとんど一〇〇%アメリカからの輸入である。米麦のみならず

アメリカは物資を「一般に国際市場価格よりも高く」日本に輸出しており、「援助」基金による物資輸出はそれ自体アメリカにとつて市場拡大となり、独占利潤の確保を保障するものであった。さらに「援助」食糧の中心は小麦であり、「アメリカ小麦でつくったパンの強制配給制度」が日本のパン加工技術の主流をアメリカ風に編成し、アメリカを中心とする外麦の長期の安定した市場を創立した点において、量は僅少であったとはいへこの期の「援助」小麦の果たした役割は大きい。

この昭和二三年までに比し、昭和二四年、外小麦輸入量対前年比は二八〇%の増加率を示し、輸入数量は二〇〇万トン近くになり、国内生産量をはるかに超過した(このため、昭和二五年には政府の供出割当量は減少し、二六年以降内小麦作付面積も減少した)。この輸入麦の九九%弱がアメリカからの輸入であり、また、この年から、「援助」輸入以外に「商業輸入」が始ったがその輸入量は全輸入量の一〇%にすぎない(表2)。

この急激な小麦輸入量の増加は世界情勢、とくにアジア情勢の変化を背景とするアメリカの対日占領政策の変化と、アメリカ国内の余剰農産物の増加が原因である。

第二次大戦終結の翌年、一九四六年三月五日、チャーチルはアメリカ、ミズーリ州フルトン市での反ソ演説で「鉄のカーテン」をさげ、一九四七年三月のトルーマン・ドクトリンによつて、「冷戦」は決定的となった。ベルリン封鎖(一九四八、四)、朝鮮人民民主主義共和国の成立、中国共産党勝利の決定

(第2表) 戦後食糧輸入の推移 (単位千トン)

昭和	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	(小計)	27年	28年	29年
援助輸 入量	15	16	3	42	76	45	799	197	979	1,079	1,432
援助輸 入量	8	340	694	695	1,748	801	435	4,721	1,662	1,687	2,186
援助輸 入量	—	—	169	191	1,965	1,535	1,634	5,144	1,662	1,687	2,186
援助輸 入量	—	—	—	191	267	178	19	824	946	706	764
援助輸 入量	—	—	—	433	250	881	1,574	—	—	—	—
援助輸 入量	23	356	866	928	2,091	1,024	454	5,742	3,587	3,472	4,383
計					2,524	2,458	3,334	8,316	—	—	—

23年迄は全量援助資金による輸入、24年以降民間貿易開始、援助輸入量は経済企画庁調査部資料、全輸入量は貿易統計年報による。(昭和30年度『経済白書』P.245より)

(第3表) 主食供給実績に於ける輸入食糧

	昭和21米穀年度		昭和22米穀年度		昭和23米穀年度		昭和24米穀年度	
	1000石	%	1000石	%	1000石	%	1000石	%
米持越高	2,492	5.8	2,851	5.5	4,150.6	6.7	10,219.5	17.3
米買入	23,435	54.7	27,867.7	54.0	36,015.3	57.8	26,025.1	44.0
国内産代替食糧	13,233	30.9	9,924.5	19.2	10,044.0	16.1	11,340.9	19.1
輸入食糧	3,667	8.6	10,968.0	21.3	12,071.0	19.4	11,580.6	19.6
計	42,829	100.0	51,640.2	100.0	62,280.9	100.0	59,166.1	100.0

国内産代替食糧は麦、甘藷、馬鈴薯、その他。輸入食糧は米、穀物、砂糖、缶詰、豆類を含む。(国立国会図書館調査及立法参考局『最近における輸入食糧の課題』P.17 P.26 P.35 P.43より)

(第4表) アメリカよりの米麦輸入比率 (単位: トン)

	昭和		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	9~11年											
総量 (A)	835,907		15,628	2,784	42,189	128,873	671,571	798,817	978,520	1,079,088	1,432,194	1,246,384
アメリカより (B)	0		15,628	2,784	0	1,136	51,156	40,595	215,536	177,672	345,718	242,918
B/A %	0		100	99	—	8.8	7.6	5.1	22	16.4	24.1	19.5
小 麦												
総量 (A)	414,869		340,180	694,292	617,354	1,908,137	1,573,030	1,653,562	1,661,787	1,686,500	2,186,952	2,287,453
アメリカより (B)	44,572		340,180	694,292	610,461	1,882,435	867,947	1,204,444	1,190,416	927,850	1,094,521	1,154,268
B/A %	10.7		100	100	99	99	55	73	71.5	55	50	51
大 麦												
総量 (A)	7,925		—	168,707	167,805	445,042	279,730	899,167	945,774	705,931	763,699	576,442
アメリカより (B)	10		—	168,707	167,805	355,001	90,348	619,541	314,235	211,138	204,999	325,961
B/A %	0.1		—	100	100	79.5	32.3	69	33.2	30	26.8	56.5

通商産業省通商局通商調査課編『日本貿易の展開』昭和31年12月 P. P. 236~241

化、中華人民共和国の成立(一九四九)などの二体制間の矛盾激化、民族解放運動、社会主義革命運動の昂揚を背景にアメリカ帝国主義を頂点とする「反共体制」の強化が急がれた。これによって対日管理方針も「民主化」から「軍事基地化」に変化した。

「ストライク報告」(一九四八)では日本の工業力の強化が東亜の平和と繁栄にとって危険が少いと主張され、ロイヤル陸軍長官の演説(一九四八・一・六)では日本に「全体主義戦争の脅威にたいする防害物」の役目を果さしめるべきだと主張され、マッコイ声明(一九四八・一・二一)では日本の工業力維

持は日本にとってのみならず、アジアと連合国にとっても有利だと主張され、ジョンストン声明では、主な占領目的は日本の産業復興にあると主張された。

この一九四七年末から四八年にかけての対日占領政策の「一度の転換は「経済安定九原則」に具体化し、日本経済の「安定」と「自立」がはかられた。「ドッジ・ライン」(均衡予算、シャープ勧告、ローガン構想など)が実施され、積極的に日本を反共基地として育成する政策がとられた。

この間ヨーロッパをはじめ世界の食糧事情は好転しており、

ヨーロッパの小麦生産量も一九四八年には戦前水準を七%上廻った。第二次大戦中の農業保護政策によって、アメリカの農産物生産量は増加し、とくに一九四八年には玉蜀黍、綿花の生産量は急増し、過剰生産となった。小麦持越量は一九四七年の八、四〇〇万ブッシェルを最低にその後年々増加し、一九五〇年には四億二、五〇〇万ブッシェル、一九五五年には一〇億三、〇〇〇万ブッシェルに増加した。C C C (Commodity Credit Corporation) の小麦在庫量は一九五二年に三億六、〇〇〇万ドル、五年には二億五、〇〇〇万ドルとなった。アメリカ帝国主義はこの小麦、綿花などの余剰農産物を、アメリカ帝国主義を中心とする世界戦略体制確立の槓杆として利用する一石二鳥の政策をとった。

ヨーロッパ十六ヶ国にたいしてはマーシャル・プラン(一九四八—五四・六、「援助」総額二二〇億ドル)であり、日本にたいしては「占領地救済基金(Government Account for Relief in Occupied Areas)」(たゞし、初期のガリオア基金による輸入が積極的に軍事基地化を意図したとはいえない)と「占領地経済復興基金(Economic Rehabilitation in Occupied Areas)」による「援助」、 「相互安全保障法 (Mutual Security Act)」と「農業貿易発展援助法 (The Agricultural Trade Development and Assistance Act—Public Law 480)」による余剰農産物輸入と「援助」がある。

すなわち、要請量を大中に上廻った昭和二十四年の小麦を中心

## 戦後日本の製粉工業

とするこの食糧輸入量の増加は、植民地農業で国内の農業生産力の低位を補足してきた日本資本主義が、帝国主義支配体制強化のために日本を急速に軍事基地化する必要のあった余剰農産物保有国アメリカ帝国主義の支配下に、おかれたことを原因とする。

この対日占領政策の変化は、輸入物資売上代金の使途をも変えた。「援助」資金は昭和二十四年四月から二五年三月までは「貿易特別会計」の「援助物資勘定」から、それ以後は「米国対日援助物資等処理特別会計」から、「見返資金特別会計」に組込まれ、総司令官の許可のもとに使用された。

「見返資金」の使用目的は通貨と財政の安定(インフレ収束)と経済の再建(基幹産業の復興)にあるとせられ、昭和二十四年度には復金融資などによるインフレ収束に重点がおかれ、同年度中に六二四億六四〇〇万円(総支出額一一四〇億七一〇〇万円の五五%)が債務償還にあてられた。残りの四六%が企業投資に使用されている。そのご企業投資への支出率は増加し二五会計年度には総支出額の九〇%、二六会計年度には五八%、二七会計年度には九九%となっており、この額は昭和二四—二八会計年度で二、七二億八、〇〇〇万円に達した。同期間の民間産業設備資金のうちの外部調達分に占める「見返資金特別会計」運用資金の割合は二六%である。産業別投資先は生産の隘路となっていた電力、国際収支上重要な海運に重点がおかれ、この両産業で民間産業投資額の八〇%を占めている。また昭和

二四年度から二六年度の三年間に電力拡充に投下された設備資金は一、一五七億円と推定され、このうちの三八％（四三二億円）は「見返資金特別会計」から運用された。海運船舶保有量は昭和二〇年一二月に約一三四万トンで、戦前の三分の一、うち稼動船腹は七四万トンで戦前の二割であった。昭和二四年度以降三年間の船舶新造、改造資金は一、〇四六億円と推定され、うち「見返資金特別会計」からの運用額は四七三億円で四五％強を占めていた。<sup>9)</sup>

以上のように占領政策の転換とともに「援助」食糧はアメリカ帝国主義の世界支配体制の一環として、より強く日本を組込む槓杆とせられ、日本資本主義にとつては「安くつく」低米価低労賃政策であり、その売払代金は日本資本主義の従属的拡大再生産のために「経済安定」と基幹産業部門に投資された。

対日「援助」は特需の発生と輸出伸長を理由に、二六年七月打切られた。このため「見返資金特別会計」は先細りとなり、公企業への投資は昭和二六年以降、資金運用部によって、私企業への投資は政府金融機関をつうじて間接的におこなわれるようになり、昭和二七年秋、私企業への貸付は開発銀行に継続され、「見返資金特別会計」は昭和二八年七月「産業投資特別会計」に吸収された。

この間外麦は年間一六〇—一七〇万トン輸入されている。昭和二六年八月には国際小麦協定に加入し、同協定により一年五〇万トンを輸入することになった。昭和二七年には麦類の統

制が廃止され、昭和二八年には国内のインフレ昂進に加速されて、内小麦と外小麦の価格比は逆転した。内麦生産量は反収増加で、作付面積の減少には比例していないが減少傾向にうつった。昭和二九年、外麦輸入量は対前年比一四〇％の増加を示し、輸入量は二〇〇万トンを突破した。この輸入増加はM S A協定にともなう「M S A小麦」の輸入である。<sup>10)</sup>

朝鮮戦争にともなう特需は、経済安定九原則、ドッジ・ライン下で沈滞していた日本産業のために市場を創出した。どうじに日本「経済の軍需化および従属性」、国内物価の国際価格からのかい離をもたらした。<sup>11)</sup> 特需を再生産構造の一環に組込んだ日本資本主義にとつて朝鮮戦争休戦交渉開始による特需の減少は不況要因であった。特需に代るものとして追求した「日米経済協力」は予期した成果をあげず、独占資本は単独講和条約、日米安全保障条約、M S A協定（相互安全保障法）を締結し、アメリカを中心とする帝国主義体制の一環として、安保体制のなかで工業生産の発展（経済の軍需化）をはかった。

このM S A協定によって総額一億五〇〇〇万ドルの「援助」が与えられることになり、このうち五、〇〇〇万ドルでアメリカ余剰農産物を輸入した。内訳は小麦六一万トン、大麦一一・二万トンであり、この小麦六一万トンは、一九五一年—五三年の平均小麦輸入量の三六・六％、内麦生産量の四〇％強にあたる。等価一八〇億円がアメリカ政府の特別勘定に積立てられた。この八〇％がアメリカ軍物資の日本での調達分にまわさ

れ、残りの二〇% (三六億円) が贈与分として、日本の軍需産業 (とくにジェット航空機産業) とその関連産業に融資されることになった。<sup>(16)</sup>

「MSA小麦」は現地通貨での輸入であった。しかし、通常輸入量に代替させてはならない、アメリカ船舶を使用する、などの条件が課せられていた。さらに、アメリカは、日本への「援助」をより有効ならしめるために、また防衛費増額のために、農林予算の削減を要求した。

このMSA協定について、一九五四年、「農産物貿易発展援助法 (公法四八〇号)」による第一次余剰農産物購入協定が締結され、八、五〇〇万ドル (小麦三四万トン、米一〇万トンなど) の余剰農産物が輸入された。米の大豊作という条件下で締結された第二次協定で六、五八〇万ドル (小麦四五万トン、大麦二〇万トン、トウモロコシ、飼料など一一万トンなど) の余剰農産物輸入が決定した。第一次協定分中三〇% (九一億八千万円) はアメリカ政府使用、七〇% (二一四億二千万円) は日本の借款として財政投融资資金に使用された。第二次協定では、日本政府借款分は七五% (一七七億六六〇〇万円) に増加した。<sup>(17)</sup> これも財政投融资資金として使用された。MSA協定に伴う輸入麦、および「農産物貿易発展援助法」による輸入農産物は、食糧需給を考慮しての輸入ではなく、財政資金を考慮しての輸入であった。

戦後輸入農産物の特徴は、まず、被占領下で、占領国からの

## 戦後日本の製粉工業

「援助」輸入という形態をとったものが多く、その数量は「援助」打切りの昭和二六年までに、米麦全輸入量の六九% (小麦のみでは九二%強) を占めていた。またこの「援助」食糧売上代金は、現地通貨であり、受入国において積立てられ、アメリカ帝国主義を頂点とする世界帝国主義体制の一環として、日本を組込むテコとして使用されるという役割をもっており、日本独占資本はこれを最大限に利用して、戦後の再編強化をとげた。

このような機構で輸入される食糧は、国内需給を考慮せぬものであり、(アメリカ余剰農産物の押しつけ輸入、経済「援助」) 帝国主義体制の強化目的の輸入、それだけ国内農業の破壊を強める結果となった。内小麦の作付面積は昭和二五年の七四万六千ヘクタールを最高に以後減少し、昭和三九年には五〇万八千ヘクタール (昭和二五年の六八%) となり、現在内麦生産量は国内需要量のほど四分の一の二二〇万トンにすぎない。国内農業は、アメリカ余剰農産物と競合しない方向への「撰択的拡大」政策がとられ国内農業生産範囲は徐々にせぼめられている。

外麦政府輸入価格は昭和二七年より政府売渡価格より安くなり、食管会計のドル箱となった。このような関係のなかで戦後数年にして食糧消費構造を大きく変った。「もし、米食を七割に減らして麦食を三倍にするという大巾な変革を自然の食習慣の変化にまわっていたならば、数十年かゝってもできないことであつたらう」といわれる。それは植民地米 (植民地農業) に

アメリカ余剰農産物（資本主義的大経営）が、植民地に帝国主義国がとって代ったことを意味する。

(1) 田辺勝正『現代食糧政策史』日本週報社、昭和三十一年一月、三三二ページ。

(2) 食糧庁『食糧管理史Ⅳ』、昭和三十一年一三九ページ。

(3) 日本は「援助」額の二・五倍を「終戦処理費」として支払っていた。「援助」がなくとも占領軍さえいなければ、日本の経済はなりたつていけたし、国民の負担は少なくてすんだ（日本資本主義研究会『占領下日本の財政問題』青木書店、昭和三十一年四八ページ）

また、小谷義次氏は、対外援助の本質を「国家資本の輸出」と規定し、国家資本は、剰余価値を生み、利潤の分前を要求する面（「独立性」）と、国家権力を媒介として、究極的には私的資本に

従属する面（「従属性」）の二面性を持ち、私的資本にたいする国家資本の特徴点はこの「従属性」にあるとせられる（東洋経済新報社『国家資本輸出論』昭和三十四年七四七ページ。

(4) 大蔵省『見返資金の記録』昭和二十七年七二七ページ。

(5) 日本資本主義研究会前掲書九一ページ。

(6) 「見返資金特別会計」源資は「援助」額にみあう円資金であるため、割安に売払ったばあいは輸入補給金も源資とされる。この輸入補給金は「国民大衆の租税負担において、一方においてはアメリカ帝国主義のわが国にたいする従属化・軍事化政策手段の一部を提供する」と同時に、他方において、わが国の買弁独占資本にたいする高い利潤の保障の一翼を担う意味で、再び、わが国の独占資本の利益に奉仕する……植民地的従属国としての性格をもつわが国の国家独占資本主義的構造を示す典型的な一現象である」（小谷義次「前掲書」一一八ページ）とせられる。「見返資金特別会計」の輸入補給金の額は、六二七億円で見返資金繰入総額三、

輸入食糧補給金（小麦）

年 月	輸入量 千t	\$ 価 格 t 当	販売価格 t 当円	補給金単価 円	総 額
					100万円
24 4～10	1,245	100	21,083.3	14,916.7	18,751
	540	95	23,033.0	11,167.0	6,030
	(小計)	1,785			24,781
25 4～6	475	95	23,750.80	10,449.2	4,963
	633		24,906.50	9,293.5	5,883
	792		25,511.70	8,688.3	6,881
(小計)	1,900		(34,200円)		17,727
合 計	3,685				42,508

（食糧庁企画課調『食糧管理年報』昭和24年度版、P414～5）

(7) ○四二億円の二六％にあたる（大蔵省「前掲書」四七二ページ）  
低米価低賃銀政策のために支出された輸入補給金は一年間に右表のとおりである。そしてそのための財政負担が、より一層、国内産米価の抑圧へとむかうのである（近藤康男「新しき農民の危機」『日本評論』一九五〇年六月号、四三二ページ）。

大蔵省「前掲書」三二二ページ。

(8) サンフランシスコ講和条約会議全権団が携行した「B資料」では、生産拡大の隘路は電力とせられ、電力確保には外資導入が必要であるとせられていた。また、外資償還と関連して、東南アジア開発を促進せしむべきことが強調されていた(林雄次郎編『日本の経済計画』東洋経済新報社、昭和三年、一六二—一六八ページ)。

(9)、(10)、(11)、大蔵省「前掲書」、七四、八〇、八六ページ。

(12) この受入れ可否をめぐって、食品加工資本はじめ、はげしい論議があったけれど、結局製粉独占が受入れに賛成した、といわれる(市川弘勝、北田芳治編著『国家独占資本主義と日本の産業』青木書店、昭和四二年、三五四—ページ)。

(13) 通産大臣官房調査課『戦後経済十年史』昭和二九年、四一四—ページ。

(14) 経済企画庁『戦後経済史(経済政策編)』昭和三五年、二七五—ページ。

(15) 農林大臣官房調査課『過剰農産物裡の日本農業』七四—ページ。

(16) 「日本が帝国主義の一つの山脈をなし侵略戦争の準備をしていた時期においては、食糧自給は戦争経済への一課題であった。しかし、今日の地位においては、食糧自給への方向は、逆に、経済自立の第一の課題であり、戦争に巻き込まれないための可能な努力である」(近藤康男『激動期の農村問題』東大出版会、昭和三〇年、七三—ページ)のである。

(17) この余剰農産物購入協定による輸入にたいする関心は見返資金、財政投融資資金源にあった。そのため、見返資金の額、および日本側使用分を何%とするかが、最大関心事であった(農林大臣官房調査課『過剰農産物裡の日本農業』昭和三〇年二月、七四—ページ。小谷義次「前掲書」二七〇—ページ)。長期資金としての「余

剰農産物の受入れが農業に不利に作用するとすれば、取りも直さず農業から産業長期資金を取立てる結果になるともいえる」(農林大臣官房調査課『農林関係財政資料』昭和三一年五五—ページ)。

(18) 食糧庁「前掲書」三三四—ページ。

## 2 輸入麦と製粉工業

一般に大企業による小企業の駆逐は生産諸条件の差を基抵とし、信用制度に補充されておこなわれる。日本の製粉企業においては、戦前すでに四大製粉(日清、日粉、日東、昭和)の独占的地位が確立しており、とくに日清、日粉はそれぞれ、三菱財閥、三井財閥の一環を形成していた。戦後、「経済民主化」政策で、この関係は一時うすれた。また大製粉は戦災などで被害を受けたが資本間の生産諸条件の差はなお非常におよきかった。

戦後日本独占資本は輸入食糧を再生産構造に組込んだ。製粉資本はこの構造に組込まれて、戦後発達した。輸入麦増加が大企業と小企業の生産諸条件の差とにに関連し、また、製粉資本の独占の高度化とににに関連するかをみる。

まず、規模別に、内麦と外麦の加工比率をみよう(表5)。

昭和三〇会計年度では、一日原麦処理能力一〇トン未満工場の内麦加工率は七二・五%を占め、一〇—二〇トン規模では四四%を占めている。しかし二〇トン以上の規模では二〇%台である。工場規模が大きくなるに従って、内麦加工比率は低下して外麦加工比率が高くなっている。逆鞘関係発生後の昭和三年、内麦生産量は三〇年の九二%に減少している年ですら規

(表5) 規模別、内麦加工比率 (原料 屯)

会計年度	工場規模		内麦加工量		(A)/(B) %
			(A)	(B)	
30	一日原麦 処理能力	10トン未満	30,673	42,228	72.5
		10~20トン	23,158	52,744	43.9
		20~50トン	113,994	394,966	28.8
		50~100トン	81,074	303,665	26.8
		100トン以上 計	449,510	1,989,989	22.5
			698,409	2,793,592	25.0
33	一日原麦 処理能力	20トン未満	49,448	65,834	75.1
		20~50トン	91,170	225,308	40.4
		50~100トン	98,461	419,840	23.4
		100トン以上	402,231	2,075,721	19.4
		計	641,310	2,786,703	23.0
35	一日原麦 処理能力	20トン未満	40,060	49,497	80.8
		20~50トン	77,936	154,477	50.5
		50~100トン	107,191	334,844	31.9
		100トン以上	584,880	2,506,237	23.3
		計	810,067	3,045,055	26.6
41	一日原麦 処理能力	20トン未満	25,956	29,478	88.1
		20~50トン	34,952	63,131	55.4
		50~100トン	80,177	384,840	20.8
		100~150トン	52,354	378,525	13.8
		150~200トン	38,745	271,875	14.3
		200トン以上 計	489,493	2,995,545	16.3
		721,677	4,123,394	17.5	

(註) 麦増産にともなう小麦粉をふくまない。  
食糧庁『製粉および飼料小麦加工専門工場実態調査結果表』(各年度版)

模別内麦加工比率は二〇トン未満規模工場で七五%、二〇——五〇トンでは四〇%で、ともに三〇年の加工比率より上昇している。これにたいして、五〇トン以上規模の内麦加工比率は三〇年に比し低下している。昭和三五会計年度には全体に内麦加工比率は高くなっている。とくに二〇トン未満規模工場の内麦加工比率は八〇%を二〇~五〇トン規模でも五〇%を超過して

いる。さらに昭和四一会計年度をみるに、全国平均の内麦加工比率は一七・五%に低下している。しかし、五〇トン以下規模の内麦加工比率は上昇している。時系列的にみて五〇トン以下工場の内麦加工比率上昇と、五〇トン以上工場の内麦加工比率の減少が顕著な対照をなしている。

以上より能力規模と原料との関係は明白であるが、さらに、単位工場あたり加工数量で考察しよう(表

6)。まず昭和三〇会計年度と三三会計年度を比較するに、五〇トン未満規模工場では総加工量が減少しているにもかかわらず、内麦加工量は増加している。すなわち、二〇トン未満規模工場の昭和三〇会計年度から三三年度にかけて一工場あたりの総加工量は二六・一トン減少しているが内麦加工量は一四・七トン増加している。二〇トン~五〇トン規模では同期間に総加工数量は一二六・六トン減少しているが、内麦加工量は一三六・六トン増加している。これは、五〇トン以上規模工場とのきわだった相違である。

このことから五〇トン以下の小規模工場では内麦が原料として不可欠であり、かつ総加工数量減少のなかでも、一定の内麦加工量を維持、もしくは加工量を増加しうる工場のみ

(表6) 一工場当り原麦加工数量

会計年度	1日原麦処理能力	内麦加工量	総加工量
30	20トン未満	105.3	185.9
	20~50トン	467.2	1,618.7
	50~100トン	1,725.0	6,461.0
	100トン以上	8,814.0	39,215.5
	計	818.8	3,275.0
33	20トン未満	120.0	159.8
	20~50トン	603.8	1,492.1
	50~100トン	1,427.0	6,084.6
	100トン以上	6,817.5	35,181.7
	計	928.1	4,032.9
41	20トン未満	103.0	117.0
	20~50トン	602.6	1,088.5
	50~100トン	1,083.5	5,200.5
	100~150トン	1,869.8	13,518.8
	150~200トン	2,980.4	20,913.5
	200トン以上	12,881.4	78,830.1
計	1,558.7	8,905.8	

資料、(表5)におなじ

が、競争激化のなかで存在しえたのだ、ということがわかる。つぎに、規模別に用途別小麦粉生産量をみる(表7)。

小麦粉の二大用途は製麺と製パンである。昭和三〇会計年度の例では麵用小麦粉の占拠率が約四二%、パン用小麦粉の占拠率が約三三%である。その製パン用小麦粉の生産比率はやゝ増加するけれどもこの比率にはほとんど変化はない。

工場規模別に用途別小麦粉生産比率をみれば、工場規模が小さくなるほど麵用粉比率が大きくなり、大規模化するほどパン用粉加工比率が高くなる。

製粉工場を原料と用途別小麦粉生産比率で分類するとつぎの

戦後日本の製粉工業

(表7) 工場規模別用途別加工数量(昭和30会計年度) (製品:t)

用途	麵用	パン用	菓子用	その他	計
10トン未満	24,500(79)	765(2)	2,646(9)	3,156(10)	31,067(100)
10~20トン	26,680(68)	3,968(10)	3,708(9)	5,061(13)	39,417(100)
20~50トン	184,004(51)	66,933(23)	32,433(11)	42,731(15)	290,101(100)
50~100トン	106,746(48)	64,492(29)	27,878(12)	25,474(11)	224,570(100)
100トン以上	568,276(38)	531,414(36)	210,500(14)	185,309(12)	1,495,499(100)
計	874,206(42)	667,552(32)	277,165(13)	261,731(13)	2,080,654(100)

資料、(表5)におなじ

ようになる。

大製粉工場——外麦——麵  
用粉・パン用粉  
小製粉工場——内麦——麵用粉

すなわち、大製粉工場は主として外麦を原料として麵用粉とパン用粉を加工しており、小製粉は内麦を原料として麵用粉を生産している(したがって小製粉と大製粉の販売競争は麵用粉市場に限られる)。もちろんこれは極端な分類であり、実際には中間に属する多くの工場がある。

これより大製粉は外国農業と結合し、欧米風食生活との結合度が高く、小製粉工場は国内農業との結合度が高く、伝統的食生活との結合度の高いことを示している。この関

係が何故形成維持されるであろうか。まず、歴史的に大製粉工場の主要な位置を占

める「海工場」は外麦を原料とする輸出を前提に建設されたものであり、小製粉工場「山工場」は国内農業から派生したものであり、この生成根拠がさきの関係を規定していることはいうまでもない。さらに生産諸条件の差がこの関係を規定している。

小麦は禾本科植物のイネ科トリチカムに属し、染色体数によつて、また色や播種期によつて分類されるが、使用上は含有たんばく質の質と量による分類が重視される。

これによると小麦は硬質小麦、普通小麦、軟質小麦に大別され、それぞれから強力小麦粉、中力小麦粉、薄力小麦粉が生産される。

国内産麦には一部準強力粉用小麦もあるが、ほとんど中力粉用であり、硬質小麦、軟質小麦は輸入麦である。現在日本に輸入されている代表的品種として、硬質小麦はダーク・ノーザン・スプリング、ダーク・ハード・ウインター（以上アメリカ産）、マニトバ・ノーザン一号〜三号（カナダ産）、軟質小麦にはウエスタイン・ホワイト（アメリカ産）、FAQ（オーストラリア）、マカロニ用としてアンバー・デュラム（アメリカ・カナダ産）がある。

強力粉は製パン用<sup>(9)</sup>に使用され、中力粉は製麺用に使用され、薄力粉は製菓用に使用される。原産地別に、アメリカ、カナダ産麦は製パン用に、内麦は製麺用に使用されるのはこのためである。

もちろん、内麦のみでは現在、麺用粉原料としては不足である。このため外麦（ウエスタイン・ホワイト）を中心とするが、ハ

(表8) 小麦粉の種類

種類	性質	原料小麦	グルテン含有率	用途
強力粉	蛋白質の多い粉 で粘性が強い	マニトバ(加)、ダーク クハードウインター (米)	(1) % 38 ~ 42	高級菓子・高級パン 製穀・グルタミン酸
			(2) % 43 ~ 47	
			(3) % 48 ~ 52	
準強力粉	強力粉に次いで 蛋白質が多い	ハードウインター (米)、セミデュロー (亜)、濠洲小麦、内 地産硬質小麦	(1) 34 ~ 36	製麺 パン
			(2) 36 ~ 38	
中力粉	蛋白質中位	内地産中間質小麦、カナダ 濠洲小麦、米国麦を配合	(1) 24 ~ 26	製麺 〃・パン
			(2) 27 ~ 29	
			(3) 30 ~ 32	
薄力粉	最も炭水化物に 富み粘性が少い	ウエスタンホワイト (米)	(1) 18 ~ 20	高級菓子 饅頭・洋菓子 〃
			(2) 21 ~ 23	
			(3) 24 ~ 26	

『製粉』三和叢書産業篇、三和銀行調査部 昭和32年、21ページ

ードウインター、F・A・Qも使用される。)が麵用粉原料として使用されている。

規模別に、麵用粉における外表使用比率を推計するに、各工場が購入した内麦を全量麵用粉に加工しても、二〇〇トン以上規模の工場では約五五%、一五〇—二〇〇トン規模工場で約七〇%、一〇〇—一五〇トン規模で六五%、五〇—一〇〇トン規模工場でも約五五%、二〇—五〇トン規模で二〇%全規模平均で五五%、それぞれ麵用粉原料に外表を使用している。小規模工場では、麵用粉原料に内麦を使用する比率が高い。(統計上、麵用粉には即席麵用粉、マカロニ用粉、スパゲティ用粉なども含まれるが、その量は昭和三七年では即席麵用粉は約七万トン、マカロニ用粉、スパゲティ用粉あわせて、約三万トン、合計一〇万トンであり、この傾向を変更するものではない。)

麵用粉は、内麦を原料とする限り「取り分け」(後出)は重視されない。一部では、まったく「取り分け」をしない一工程一種類の「二本換きリストレート」粉が麵用粉として最適とせられ、この使用価値を前提とした麵用粉市場が形成されている。したがって、「取り分け」設備を備えない小製粉工場にとって、内麦を原料とする麵用粉の生産はもつとも適したものと見える。昭和四一年の調査では、二〇トン未満二九工場のうち、二六工場が「取り分け」製粉をせず、また、二〇—一五〇トン工場二二工場中、四工場が「取り分け」をしていない。これにたいして能力五〇トン以上は全工場「取り分け」製粉をおこなっている。(2)

## 戦後日本の製粉工業

麦を原料に含む麵用粉は原料配合「取り分け」設備などの設備、技術を必要とするから、小製粉工場には不適であり、大製粉工場に適している。

この大製粉と小製粉の設備、技術の差が、小製粉工場において、加工数量減少のなかで、内麦加工数量をたかめている原因である。小製粉工場の内麦にたいする要求は、内麦のうち自由麦加工比率の高いことからわかる(表9)。とくに昭和三二年より、麦価逆鞘関係の発生によって、自由麦価格が、政府麦価格より高価となった後も、小規模工場においては自由麦使用率が高いことはこのことを良く示している。企業にとって必要な品質の原麦を必要量購入することは再生産の不可欠の前提である。しかし、政府所有麦は割当制であるため、内麦確保のためには逆鞘の条件下でも自由麦を購入せざるをえない(農民にとって、民間に売却することは現金取引である点において、また課税を免れうるという点において、プラスである)。

以上のごとく内麦は小製粉工場の生産条件と密接に結合したものであり、内麦生産の減少と外表輸入の増加は、大製粉企業と小麦粉企業の生産条件の差を拡大し、不可避的に小製粉企業の没落を早め大企業への集中を促進するものといえる。さらに、いまひとつ外表輸入増加が小製粉工場の没落を加速し、大製粉の独占を強化する機構をみよう。

昭和三〇年の加工形態別原麦処理数量をみるに、(表9)全規模をつうじて「政府一般用」が多い。しかし、規模が小さくなるとして「委託加工(民間用)」の占める比率が高くなっ

(表9) 設備規模別、加工形態別年表処理数量

(単位：原麦トン)

	10 吨未満	10 ~ 20	20 ~ 50	50 ~ 100	100 ~ 150	150 ~ 200	200 吨以上	計
30 年	20,783(49.2) 政府原麦 委託加工 計	36,548(69.3) 6,068(11.5) 9,828(23.3) 42,228(100)	315,611(79.9) 44,581(11.3) 34,774(8.8) 394,966(100)	261,898(86.2) 24,178(8.0) 17,589(5.8) 303,665(100)	1,830,692(91.5) 96,737(4.8) 72,560(3.7) 1,999,989(100)	2,465,532(98.3) 183,181(6.6) 144,879(5.1) 2,793,592(100)	2,393,385(85.9) 209,443(7.6) 2,162(0.1) 20,805(0.7)	2,465,532(98.3) 183,181(6.6) 144,879(5.1) 2,793,592(100)
33 年	17,417(52.6) 政府原麦 委託加工 計	21,962(67.1) 336(1.0) 4,081(12.5) 22,379(64.4)	155,910(9.2) 31,593(14.0) 6,032(2.7) 193,535(12.6)	333,964(80.0) 53,531(12.8) 2,428(0.6) 389,923(100)	1,862,132(89.7) 123,983(6.0) 2,162(0.1) 2,088,277(100)	2,067,321(82.5) 2,777,781(76.4) 15,608(0.6) 4,845,102(100)	2,393,385(85.9) 209,443(7.6) 2,162(0.1) 20,805(0.7)	2,067,321(82.5) 2,777,781(76.4) 15,608(0.6) 4,845,102(100)
38 年	24,528(63.2) 政府原麦 委託加工 計	226(0.6) 3,559(9.2) 3,785(9.8)	56,672(69.7) 11,282(14.9) 10,53(1.3) 78,487(95.9)	203,824(57.0) 43,157(12.0) 11(0.0) 247,002(100)	254,105(66.3) 43,145(11.3) 634(0.0) 297,884(100)	181,331(64.8) 18,349(6.6) 149(0.0) 200,019(100)	2,067,321(82.5) 11,566(0.5) 11,566(0.5) 2,079,453(100)	2,777,781(76.4) 227,859(6.3) 1,577(0.3) 2,999,217(100)
41 年	24,074(81.6) 政府原麦 委託加工 計	202(0.7) 1,029(3.5) 1,231(3.2)	52,402(83.0) 6,097(9.7) 491(0.8) 58,990(93.5)	242,525(63.0) 56,211(14.6) 1,043(0.3) 299,779(100)	255,765(67.6) 42,801(11.3) — 300,566(100)	186,820(68.7) 18,304(6.7) — 205,124(100)	2,491,141(83.2) 139,444(4.7) 4,361(0.1) 2,634,946(100)	3,252,727(78.9) 263,059(6.4) 2,563(0.0) 3,518,349(100)
加工貿易 自産増計	4,173(14.1) 29,478(100.0)	4,173(14.1) 29,478(100.0)	4,141(6.6) 63,131(100.0)	645(0.2) 77,529(20.1) 384,840(100.0)	1,260(0.3) 2,188(0.6) 76,511(20.2) 79,959(21.1)	2,178(0.8) 848(0.3) 63,725(23.4) 66,751(18.1)	65,201(3.2) 4,123(3.9) 4,123(3.9) 69,324(10.1)	99,284(2.4) 22,441(0.5) 478,959(11.6) 598,684(14.5)

資料：表5に同じ

ている。昭和三〇年には分類上、委託加工のうち政府からの委託加工（学校給食用、試験用）と民間からの委託加工が分けられていないが、三三年の数字から推定するに、二〇トン以上の委託加工はほとんど政府からの委託加工であり、二〇トン以下の工場の委託加工はほとんど民間からの委託加工であることがわかる。民間からの委託加工には農家からの委託加工と第二次加工業者である製麵業者からの委託加工とがある。

日本農業の担い手である小農は戦前日本資本主義の発達過程で、低米価低賃銀政策によって収奪され、また相対的過剰人口の淵であった。この関係は戦後も変わらない。貨幣経済に支配されながら、低農産物価格政策で貨幣収入額が少く、しかも労働力商品化条件の少なかった段階で、農民は過重労働と過少消費（現金支出の減少と現物自給部分への依存）を強めざるをえなかった。また、現金収入率の高い米を売却して安い農産物を自給することなどがおこなわれた。当時の農業経営では小麦のほゞ五〇％が自給用として消費されている。小麦は主食用としては製粉し、製麵に加工されねばならず、これが小製粉工場において委託加工形態の多い理由である（統計の都合で、昭和三〇年の数字を示したが、年代を逆のぼるにしたがってこの傾向は強い）。農民にとって、地域的に分散した小製粉工場の存在は不可欠であった。この点において、小製粉工場と小農は相互補充的關係にある。しかし、輸入小麦は農民から裏作を奪い、農業生産力の発達を遅滞せしめ、内麦の対外米価格比を高からしめ、

## 戦後日本の製粉工業

さらに外麦輸入促進の条件となるという悪循環を形成し、内麦を駆逐して来た。これが、農業経営を圧迫し農民層分解を加速した。すなわち、農家の小麦生産量と自給部分は減少し、委託加工量は減少したのである。そしてこれが小製粉工業の基盤の一つの崩壊を意味するのである。

大資本による小資本の騒逐、独占の高度化は資本主義の鉄の法則である。戦後世界史段階（資本主義の全般的危機の深化、民族解放闘争の激化、人民民主主義諸国家の成立）に規定されたアメリカ帝国主義の世界支配体制、この一環としての占領体制、安保体制下での日本資本主義の資本蓄積構造（従属国的低米価低労賃体系、余剰農産物の売上代金の財政投融资資金化）の結果増加した輸入小麦は農民の没落をはやめ、小製粉企業の基盤を喪失せしめ、大製粉資本の独占化を早めた。このかぎり、農民と小製粉企業は共通の運命にあるといえよう。そして、この政治的経済的基盤のうえに国家独占資本の製粉工業再編政策が展開した。以下この過程をたどる。

(19) もっとも、これは、現在の技術を前提としての関係である。日本の小麦粉にあった製パン技術の可能性は多くの事例で示されている。これが普及しない理由は、「現在では占領時代の習慣と大規模生産の強みでアメリカパンが圧倒している」（中山誠記『食生活はどうなるか』岩波書店、昭和三五年、一五〇—一五一ページ）のみならず、内麦を原料とする製パンは、政府の方針に逆行するため普及しないのである。

(20) 日本麦類研究会『小麦類二次加工工業実態調査結果』昭和三十九年一月、四一ページ)

(21) 農林省『農林関連企業の現状と問題点——小麦粉類製造業実態調査報告最——』昭和四十二年八月 一五一ページ。

## 二 食糧危機下の製粉工業育成

### 1 食糧統制(委託加工方式)と製粉工業

一でみた原麦再編成の基本線にそって独占製粉資本中心の製粉工業政策が実施された。しかし、政府の製粉工業にたいする要求は、低米価低労賃政策の一環としての低価格小麦粉の安定確保にある。この目的のため、戦後、製粉原料の小麦および製品の小麦粉、さらに製粉工業も統制下におかれ、独占化の一条件である企業競争が制限され、また、小製粉工場にたいしても育成政策がとられた。

いま戦後に至る統制の過程をふりかえるとつぎのようになっている。日中戦争の激化とともに、政府は経済統制を強化した。食糧統制も日中戦争激化とともに帝国主義戦争推行のための、食糧の安定確保のため強化された。小麦および小麦粉の統制は流通過程(集荷組織と配給組織)から生産過程(製粉工業)へ、価格統制から数量統制へ、また統制機関も自主統制機関から国家的統制機関へと移行し、統制下で企業間競争は制限され、歪められ内攻した。

小麦輸入はすでに昭和八年三月の「外国為替管理法」によつ

て間接的に統制されていた。さらに昭和一二年には軍需品の優先輸入のための「輸出入品等臨時措置に関する法令」で小麦は輸入制限され、大手八社(日清・日粉・昭和・日本・東福・大阪・増田・豊国)は昭和一四年一月に小麦輸入協会を結成し、小麦輸入量の自主統制をおこなった。九月には「九・一八価格統制令」で小麦粉価格の停止がはじまり、昭和一五年一月三一日には大型八社の最高販売価格が指定され(八社以外は地方長官が指定)、銘柄数も一一種類に制限された。同時に二〇〇パーレル以上の一五社は全国製粉工業組合(自主統制機関、小麦輸入協会を吸収)を結成し、組合員の能力査定、製品検査、資材配給などをおこなった。

本格的な統制は昭和一五年の、「輸出入品等臨時措置に関する法律」(昭和一二年公布)による「麦類配給統制規則」(昭和一五年六月)、「小麦配給統制規則」(昭和一五年七月、これにより、小麦は「麦類配給統制規則」からはずされる)、「小麦粉等配給統制規則」(昭和一五年八月)にはじまる。これらは、昭和一六年に、国家総動員法第八条の規定により公布された「生活必需品統制令」(昭和一六年三月)を法源とする「麦類配給統制規則」(昭和一六年六月)、「小麦粉等製造配給統制規則」(昭和一六年七月)に切替えられ、統制は強化された。

「麦類配給統制規則」によつて、麦類の出荷は農会によつて、集荷は産業組合によつておこなわれ、農家保有麦を除き政府買上げとなった。すなわち、麦類生産者(地主を含む)は市町村農会の統制にしたがって出荷する。販売組合または農業倉

庫業者（麦類取扱業者）が集荷するばあいは、当該生産者の属する市町村農会の出荷統制に従い、集荷した麦は当該道府県を区域とする販売組合連合会（連合農業倉庫業者を含む）以外のものに販売、もしくは販売を委託してはならない。販売組合連合会は全国購買販賣販賣組合以外のものに販売してはならない、と規定された。全国購売組合連合会は政府以外のものに売却してはならず、政府は購買した大麦、裸麦は日本米穀会社（国策会社）に払下げ、同社は政府の指示で日本精麦組合連合会所属精麦工場に加工委託し、精麦後政府の指定する配給団体を通じて消費者へ配給された。小麦は大部分が小麦粉原料として、全国製粉配給株式会社及び地方長官の指示する小口製粉業者に売渡された。

小麦粉の流通経路は、「小麦粉等製造配給統制規則」によって二つに別れた。すなわち指定小麦粉製造業者（農林大臣の指定）は、中央小麦粉配給機関（農林大臣の指定）以外に製造小麦粉を売却してはならない。後者は地方小麦粉配給機関（地方長官指定）以外に販売してはならない。指定小麦粉製造業者以外の小麦粉製造業者は当該県の地方小麦粉配給機関以外のものに販売してはならない。地方小麦粉配給機関は配給計画を定め、地方長官の許可をえる。さらに設備の新増改設をせんとするものは農林大臣の許可を必要とすることが規定され、原料小麦と製品小麦粉の流通経路が統制され、小麦粉は政府の「準専売」のかたちとなった。すでに前年の「小麦粉等配給統制規

則」（昭和一五年八月）によって、全国製粉協会が中央小麦粉配給機関に指定されており、昭和一五年一月には指定製粉一五社によって、全国製粉配給株式会社（資本金一、五〇〇万円）が設立され、製品の一手買取販賣制が実施されていた。

しかし、「配給機関中には、業者が自己防衛のために組織されたものが尠くなく、従ってこれを組織する商業組合、任意組合または個人業者及び配給機関自体においても、その目的の第一が利潤追求にあり、組合の指導統制力も甚だしく脆弱であつて、国策遂行者としての資格に缺ける所が尠くなかつた。しかもこれ等の配給機関が（略）各物資別に組織され、それ等の相互間に有機的連絡を有しないのであるから、主要食糧の総合的な円満配給は望み難い」などの欠点をもつた。

昭和一七年七月一日に「食糧管理法」が制定され、これにより、中央、地方食糧営団が設立され、主食配給、製造加工業者を傘下に結合し、主食配給業務を担当、流通経路をはじめ、統制は一段と強化された。生産過程への統制をみるに昭和一六年八月には銘柄は全廃され、小麦粉の種類は五種類となり、種類別小麦粉製造割合も規定された。一七年六月には小麦粉供給量増加のため一五社（二〇〇パレル以上）製造の普通小麦粉には澱粉が一〇％（重量比）混入されることになり、一八年には混入割合二〇％となり、一九年には澱粉以外にトウモロコシ粉も混入された。一七年六月には小麦粉の用途別種類が二種類に制限され、一八年には一種類となった。歩留も昭和一六年から急

(表10) 製粉歩留の推移

年 月	15 社		中型製粉	小型製粉	合計
	最 高	平均			
	% (推定)	%	%	%	%
昭和15.8	77.0 (推定)				
16.8	80.0 ( " )				
17.8	87.8	86.0	79.3		86.0
18.8	89.8	88.7	83.1	81.4	87.8
19.8	93.8	93.4	88.5	85.2	91.9
20.7	94.5 (推定)		93.0(推定)	86.0(推定)	

製粉倶楽部「粉」第13号

速に高くなっている。昭和一五年の七八%が一六年に八〇%、一七年に八六%、一八年に八九%、一九年には九一%となり

(表10)、製粉原理は皮部を粉砕しないで良質の粉を製造することから、皮部を如何にして粉化するかに変化した。<sup>(26)</sup>この高歩留粉は製粉技術を一〇〇〇年前に逆行させたもので、挽砕しさえすれば良くなったとすらいわれる。

昭和二〇年七月には最も完全な統制方式である委託加工制が実施された。委託加工方式は、昭和二十一年一月、中央食糧営団が解散するまで、営団が政府から原麦の委託を受け、営団はこの原麦を製粉企業に再委託する間接委託方式であったが、営団解散後は製粉企業の団体(能力五一パーレル以上「製粉協会」<sup>(26)</sup>、五〇パーレル以下「全国製粉組合連合会」および挽砕方式の異なる高速度製粉企業の団体である「中央粉食協会」<sup>(27)</sup>)が、中央食糧営団のおこなっていた委託加工業務を引継いだ。

昭和二三年に、農林省は経済民主化に即応し、主要食糧(米、いも類を除く)加工経済団体の統制的色彩除去のため、関係九団体を解散対象団体とし、製粉関係三団体も業務内容(委託加工契約締結、原料・資材の割当、加工賃受払いなどの代行)の故に開鎖機関に指定された。このため昭和二三年二月より、政府が直接製粉企業に委託する直接委託加工方式がとられた。

直接委託加工方式、間接委託加工方式を問わず、委託加工方式は政府が所有原麦を製粉工場まで運送し、製粉工場は規定に従って加工し、政府に納品する方式で、原麦代金、運送費は不要であり、市場開拓の必要もなく、高歩留のため、生産条件の優劣も余り重視されなかった。委託加工方式開始にあたって製

粉企業は「商的権利」の喪失として反対しつづけていた。しかし「戦争の現実が苛烈を極めるに至り政府に押切られ」た。一部には戦争の損害から解放された原料購入資金不要のため委託加工制を歓迎した企業もあるといわれる。必要資金は従来<sup>29)</sup>の十分の一以下で充分であった。

統制委託加工方式の製粉工業にあたえた影響をみておこう。

安戸寿雄氏は委託加工方式の製粉工業に与えた影響として次のことを指摘される。まず原麦割当は実績ではなく設備能力を基礎とする割当基準能力に応じておこなわれ、原麦代不要で、加工賃はグループ別に定められたため小企業は小企業なりに能力をあげれば良かったため中小製粉企業が簇生したといわれている。<sup>30)</sup>さらに運賃は「食管会計で負担」されており、立地条件を無視した工場設立がおこなわれたとされる。その立証として表15-1をあげられる。これを検討しよう。

まず、安戸氏は、「中小企業の簇生」を強調されながらも製粉工場数を示しておられない。戦後製粉工場数は、日清製粉調査室調べで、昭和二十一年に二、四四四工場、二十二年に四、四九〇工場（これが、戦後、統計上もっとも多い工場数である）である。この他に、小工場は統計数字の約三倍といわれたから、小工場を約二〇〇〇と推定し、二倍の四、〇〇〇工場を加算すると、戦後最高時の製粉工場数は約八、五〇〇工場となる。さて戦前の製粉工場数は昭和十七年の中央食糧営団調査によると八、六〇〇工場である（表12）。その他、戦前の製粉工場数を示

戦後日本の製粉工業

(表11-2) 製粉工場数と能力

団体	能力区分	能力(噸)	工場数
高速度	3噸以上	1,452	267
	4噸 "	1,103	168
全国製粉工業協同組合連合会	1噸 "	1,216	602
	2噸 "	635	200
農業会製粉	1噸 "	179	84
	2噸 "	187	31
製粉協会	大型	7,482	55
	中型	1,050	135
合計		13,304	1,537

註、高速度は3噸未滿、その他は1噸未滿を含まず。  
食糧管理局調査、昭和22年10月現在  
(食糧庁、『食糧管理統計年報』昭和23年度版)

(表11-1) 製粉工場数及び能力推移

年別	製粉工場数	製粉能力	
		1日原料挽碎噸数	1日製品生産數量
20		7,387	千袋 259
21	2,444	11,081	388
22	4,490	20,682	724
23	3,495	30,843	1,080

日清製粉調査室調 (日清製粉株式会社調査室『小麦経済と製粉工業』P11)

戦後日本の製粉工業

す調査として、東京工業大学工業調査部の調査がある。これによると昭和六年現在、岩手・宮城・三重・岡山・長崎熊本・宮崎・鹿児島・沖縄の九県で、一、三〇九工場（うち沖縄一三工場）が存在する。以上の二統計よりあきらかに、戦前、相当多数の製粉工場が存在したことがわかる。<sup>(3)</sup>

(表12) 製粉工場数及び製粉能力 (昭和17年)

工場能力	日産能力 (屯)	工場数
18屯以上	6,077.6	50
9~18屯	1,860.4	539
9屯未満	2,448.2	8,043
計	10,386.2	8,632

中央食糧管理団調査 政府指定工場  
 (『食糧管理統計年報』昭和23年度版)

場の存在する経済的基盤があったことは示している。以上三つの統計資料で戦前、昭和一〇年代に、戦後程度の工場数が存在したことが推測される。たゞし、終戦前、一八年に企業整備などで多数の休業・廃止工場がでた。戦後、工場新設、中小企業の簇生があったとしても、それは、戦前への復旧もあり、さらに、委託加工についてみたときふれたごとく、小農などの生産関係に支えられたものであり単に制度的なものではないのである。次に立地条件について考察しよう。氏の表15—1を吟味す

さらに、いまひとつ、戦前、小製粉企業の存在していたことを示す統計に全販連の調査がある。昭和一〇年に産業組合、農業団体などで、一万五〇〇〇台の小型製粉機械が所有されている(表14)。これは直接製粉工場の存在を立証することにはならないが、小型工

(表13) 小型製粉機普及状況

昭和2年	3,264台
〃 6年	5,855台
〃 8年	7,339台
〃 10年	8,866台

(農林省農務局『本邦農業要覧』)

(表14) 小型製粉機普及状況

所有者		昭和7年	8年	9年	10年
産業組合	組合数	328	460	737	1,011
	台数	385	557	874	1,189
農業団体	団体数	665	876	1,206	1,591
	台数	699	916	1,256	1,658
その他	所有者数	9,502	9,942	11,251	11,674
	台数	10,075	10,542	11,973	12,405
計	所有者数	10,495	11,278	13,194	14,276
	台数	11,159	12,015	14,103	15,252

(全販連調査、東京、鳥取、香川、福岡、長崎を含まず、全販連『小麦の知識』昭和18年、P.74より)

る。この表の示す主要な点は、戦前に比し、戦後は関東地方および上位五県の設備能力占拠率が低下している点に代表される。しかしこの表は次の点で問題がある。まず昭和一〇年の統

計は、一、〇〇〇パーレル以上の大工場であるから、能力分布を知るためには適切ではない。とくに「山工場」は一、〇〇〇パーレル（約一〇〇トン）以下の小規模工場が多いのであるが、これら小規模工場の能力は統計の対象とはなっていない。昭和一六年の統計は、基礎資料を推定することはできないため、工場規模はわからない。しかし、「麦類配給統制規則」（昭和一五年六月一〇日、農林省令第四六号）による指定小麦粉製造業者であるならば二〇〇パーレル以上、「麦類配給統制規則」（昭和一六年六月九日、農林省令第五一号）によるなら

表15—1 工場分布の変遷（設備能力）

	※昭和10年	16年	※※24年	25年	27年
北海道 北東 北東 北東 東近 中四 九 計	2.1	2.7	2.7	2.8	3.0
	0	0.6	3.7	5.6	5.3
	53.3	45.3	28.6	24.8	28.0
	0	0.2	2.5	3.1	2.5
	0	0.4	5.5	5.3	5.9
	15.1	14.3	18.6	16.0	19.7
	13.9	14.9	17.7	17.4	12.9
	2.4	1.2	3.9	6.0	5.2
	1.6	2.8	3.5	3.8	3.6
11.6	17.6	13.5	15.2	13.9	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
神奈川県、愛知 兵庫、群馬、 福岡の五県	70.8	61.2	41.2	31.2	34.3

（注）※昭和10年は1000パーレル以上の大工場についてのみの比率。

※※昭和24年は1月1日現在の割当基準能力の比率。

「製粉工業の実態」（『農業総合研究』）第7巻第3号P.121

表15—2 工場分布の変遷

	昭和17年12月		21年		41年4月	
	能力 (日産屯)	比率	能力 (パーレル)	比率	能力 (日産屯)	比率
北海道 北東 北東 北東 東近 中四 九 計	256.5	2.5	2,166	3.1	1,137.5	3.9
	478.0	4.6	4,721.5	6.8	985.7	3.4
	3,572.3	34.4	18,139	26.1	10,178	34.7
	79.7	0.8	586	0.8	422.6	1.4
	487.8	4.7	3,721	5.4	1,167.5	4.0
	1,216.3	11.7	10,292	14.8	4,322.7	14.7
	1,285.5	12.4	7,285	10.5	4,825.5	16.5
	585.2	5.6	4,549	6.6	1,460.9	5.0
	570.2	5.5	4,830	7.0	1,913.2	6.5
	1,854.7	17.9	13,142.5	18.9	2,944.6	10.1
10,386.2	100.0	69,432	100.0	29,358.2	100.0	
神奈川県、愛知 兵庫、群馬、 福岡の五県	4,584.2	44.2			11,355.2	38.7
調対象工場数	8,632		3,338		457	

（注）能力は設備能力

昭和17年12月は中央食糧営団調査政府指定工場（『食糧管理年報』昭和23年版）。21年は『ダイヤモンド』（昭和21年10月1日）より、41年4月1日は『製粉および飼料小麦加工専門工場実態調査結果表』（食糧庁昭和41会計年度版）より。

ば五〇パーレル以上の工場ということになり、零細工場は含んでいない。  
これにたいし、昭和一七年一二月の中央食糧営団の調査では、

戦後日本の製粉工業

表15—2のとうりである。調査対象工場数は八、六三二工場であるから、相当零細な工場まで含んであり、工場立地を知るには適切である。宍戸氏の昭和一六年の統計とこの一七年の統計を比較する。表15—1では関東地方の能力占拠率は四五・三%、上位五県の占拠率は六一・二%である。これにたいして、表15—2では、関東地方の占拠率は三四・四%、上位五県の占拠率は四四・二%を占めるにすぎない。

したがって宍戸寿雄氏の言われるごとく、委託加工方式下で、「運賃を食管会計で負担する」という加工方式で、立地条件を無視した工場の乱立傾向があったとしても、氏のいわれるほど(表15—1ほど)強いものではなかった。また、戦後の能力分布で注意すべき点は大工場「海工場」能力は、二四、五年当時はまだ完全に復旧していなかった。これが戦前に比し、戦後の能力分布が異なる一因にもなっている。

それでは工場はどのようなところに設立されたかをみるため、当時の製粉企業の収入がどの程度、委託加工賃、およびこれにもなる収入によっていたかを表16にみよ

(表16) 収入源別製粉工場分類 (昭和24.4~25.3)

収入源	工場分類				合計
	1—(1)	1—(2)	2—(1)	2—(2)	
政府委託加工賃	2,188,657,468 (56.4)	20,880,883 (46.5)	597,732,838 (22.2)	358,141,402 (28.4)	3,165,402,591 (40.2)
副産物(包装品受払代金を含む)	978,589,127 (25.2)	13,897,771 (31.0)	318,684,145 (11.9)	92,573,347 (7.3)	1,401,744,390 (17.8)
計	3,165,246,595 (81.6)	34,778,654 (77.5)	916,403,983 (34.1)	450,774,749 (35.7)	4,567,146,981 (58.0)
兼業	713,401,331 (18.4)	10,109,645 (22.5)	1,773,841,390 (65.9)	811,758,861 (64.3)	3,309,111,727 (42.0)
合計	3,878,647,926 (100.0)	44,888,299 (100.0)	2,690,248,373 (100.0)	1,262,473,610 (100.0)	7,876,258,708 (100.0)

(註) 1—(1)……ロール製粉機、ロール延長150吋以上、割当基準能力1日原料10吨以上。  
 1—(2)……衝撃式粉砕機、精選機などを完備し、政府規定の製品、副産物の分離可能なもの。割当基準能力1日原料10吨以上。  
 2—(1)……ロール製粉機、1—(1)以外のロール製粉機と石臼製粉および類佳の製粉機を使用。製品と副産物の分離可能。  
 2—(2)……衝撃式粉砕機、1—(2)以外の高速度製粉で、政府の指定する製品と副産物の分離製造の可能なもの。  
 兼業とは、賃加工、政府委託を二業種以上やっているもの。その他政府委託とあらゆる業種を兼ねているもの。

(資料)『麦類政府委託加工工場の実態調査報告』(食糧庁、昭和26.3.1) P. P. 2~3

う。一日原料挽砕能力一〇トン以上工場(1—(1)(2))は、委託加工賃と副産物収入が八〇%前後を占めているが、一〇トン未満

工場では三五%を占めているにすぎない。したがって、「山工場」に多い一〇トン未満工場の立地条件は、この六五%によって考慮されたものであり、具体的には、すでにみたとうり、農家などからの委託加工である。運賃政府もちであるから何処でも良いとして定められたものではない。日本資本主義の発達段階、その資本蓄積構造、低米価低賃政策に規定せられた立地に設立されたのである。このことはさきにあげた加工形態別原麦処理数量(表9)をみれば明らかである。またこれは、終戦直後、政府指定工場以外に多数の工場が存在していたことからあきらかである。

たしかに、委託加工方式の買収加工方式への移行は、中小製粉工場の急減をもたらした。しかしそれは、委託加工方式が工場乱立、立地条件変化の根本原因であることを立証するものではない。委託加工方式期に、外麦輸入政策、およびこれをテコとする低米価低賃銀政策などによって、小製粉工場の経済基盤は全く変化した。このため、企業間競争に枠をはめていた委託加工方式が、中小製粉企業没落の一阻止要因に転化していたのである。「食糧統制は、立地条件をも変化させてゆがめられた工場分布をもたらした。統制経済の意図したものと別な効果をこゝにみる事ができる。かゝる産業構造の歪みは、統制撤廃とともに、それを支えていたものがなくなるのであるから、再びもとに戻らざるをえない。」<sup>33)</sup>という見方は不充分とおもわれる。

(22) 田辺勝正『現代食糧政策史』(日本週報社、昭和二三年、六九ページ)

(23) これは、「各社の銘柄と地盤の関係を切離し、統制をさらに強力なものとした」(『日本製粉株式会社七十年史』、昭和四三年六月、三九七ページ)。

(24) 中山憲『製粉春秋』東京パンニュース社、昭和三四年一月、一七〇ページ)。

(25) 青山固『製粉の技術』、七ページ。

(26) 「二面間の差動を利用して製粉するロール製粉と異なる機構を有し、高速度回転により、生ずる衝撃体の粉砕圧を利用」(高速度製粉工業会「高速度製粉について」、『食糧時報』一九五〇年五・六号付録『主要食糧並に優良食品解説』一〇一一―一〇一三ページ)

(27) その後各団体は「工業協同組合法」によって、協同組合組織に改組された。

(28) 中山憲『前掲書』一七一―一七二ページ。

(29) 六戸寿雄『製粉工業の実態』(『農業総合研究』第七卷第三号)昭和二八年七月、一一―一三ページ。

(30) 同、一一五―一三三ページ。(および『食糧管理史』三三七―三三九ページ)

(31) 東京工業大学工業調査部『食料品工業』(日本工業分布の調査研究第四卷)昭和一六年

(32) 野崎保平『食糧管理』東洋書館、昭和一七年、二二六―二二七ページ。

(33) 食糧庁『前掲書』三四八―三四九ページ。

## 2、委託加工方式下での製粉企業育成

(一)

戦後製粉能力にたいする需要は、食糧不足、米不足、麦輸入増加などを背景に増加した。しかし、大製粉能力は戦前の三分の一に低下しており、政府は食糧需給上、製粉能力の育成を必要とした。鉱工業生産の低下している段階で、製粉能力の拡充のために、設備用資材、動力用電力、および資金などを政府は優先的に割当て、製粉能力の増加をはかった。また、製粉企業は、農業とは異り、ほとんどが、資本主義的経営である。投下資本を増加するためには、適当な利潤を保障せねばならない。委託加工方式下では加工賃と操業度が企業利潤の大きな決定要因である。操業度は、原麦量によって限界を与えられるから、これを所与とする加工賃で、労賃および利潤が保障されねばならない。

終戦直後の政府の製粉能力育成策は、まず、「未利用資源（澱粉粕、甘藷茎葉、桑残葉、団栗）」用製粉能力の育成にはじまった。

終戦直後は、食糧輸入量も僅少で、国内産米麦量も少なかった。このため政府は雑穀や「未利用資源」を供出させ、製粉し、製パン加工のうえ、各家庭に配給する計画をたて昭和二〇年一〇月末、粉食原料集荷促進要綱として地方長官に通達した。これは「資源」の量的確保を第一とし、最終製品は適当な価格で地方食糧営団をつうじて配給する。民間指導機関として粉食協会を中央、地方に設置するなどをもちこんだものであった。

さらに十一月には、「食糧増産確保に関する緊急措置に関する件」で、(1)土地開発の促進、(2)化学肥料の確保とともに(3)として未利用資源の開発があげられていた。すなわち、①資源の徹底的開発と生産加工品ならびに魚粉などの粉食材料を食糧需給特別会計で大量に買入れる。②大規模製粉機、乾燥機、家庭用小粉砕機類を急速に整備する。③資源活用の研究、食糧加工創出などを政府が命じたばあい別途補償を考える。などの方針が決定された。さらに食用雑海藻が追加され、これらの米代替供出が認められた。また一月二十九日には勅令第六七三号で食糧管理法施行令を改正し、「未利用資源」を米麦藷とおなじく食糧管理法の対象とした。粉食化に必要な設備として、粉砕機乾燥機、載断機、パン焼釜などを中央粉食協会をして発注せしめた。昭和二年三月一日現在の中央粉食協会から発注されている高速度衝擊型粉砕機は一五、六四〇台であり、電動機は二月までに三、五九〇台が確保された。原料集荷促進指導費として約三二〇万円、加工施設設置者にたいする助成費として四、六〇〇万円が計上された。このようにして高速度製粉業者が「奨励金付で無条件」に育成された。しかし「未利用資源」の開発は強権発動ともいふべき非常措置までおこなったが成果をあげえなかつた。計画による集荷予定数量は当初計画では米換算一五二万石であったが、その後、一〇〇万石に減少させた。昭和二年二月一日現在の実績は七万二、六〇〇石であった。<sup>(36)</sup>

「未利用資源」開発政策の失敗で、高速度製粉能力は小麦粉加工能力として使用されることになった。

昭和二・二三年と国内産食糧、輸入食糧ともにやや増加した。しかし、輸送能力と加工能力の不足もあって食糧需給事情は悪く、二二年七月、東京都の運配は二四・一日と、二二年の最高遅配記録を突破した。農林省は緊急対策として「内地麦類および輸入穀類の緊急加工対策実施要綱」を七月二十九日に決定した。主な内容は(1)各工場の全能力を発揮せしめるため二四時間操業を強行する(従来は平均二・三時間)。夜間運転で成績をあげた工場には特別褒賞金と特別労務加配米を供与する。(2)製品包装資材の逼迫が加工能力に影響しているため、確保につとめ、またカマスを紙袋に代え、小単位工場はできるだけ代位配給店とし、容器を使用せずに消費者に配給する。(3)輸入食糧を優先的に加工する。(4)需給上やむなきときは内地穀類にかぎり原穀配給をする。などを決定した。さらに八月には、「輸入食糧配給操作強化要領」を発表した。製粉工業関係の部分はずきのとおりである。すなわち、

輸入食糧配給操作強化要領(二・二・八・一六食糧管理局)

今後三カ月の食糧需給は輸入食糧の敏速確実なる配給操作に依存する所大であり、且尠大なる輸入食糧の到着と内地麦類の出廻りを予想せられるので、之が加工輸送の確保は食糧危機突破の鍵なるに鑑み、輸入食糧の加工および輸送能力を最高度に發揮せしめるための措置を講ずる。

一・二(略)

三 製粉、精麦工場につき政府の指定を行い、右指定を受けた工場に対しては、輸入食糧の在庫ある限り国内産食糧に優先してその加工を行

戦後日本の製粉工業

わしめるよう措置を講ずる。右と併行し国内産麦類に就ては玄穀のまま輸送し着地県において小単位工場を動員して加工を行わしめるよう措置する(農林省)

四 政府指定工場については、遅くとも八月二十日より十月末迄昼夜無休、送電の措置を講ずる。これのため電力制限の解除、夜間送電の利用のほか専用線設備を有しない工場については至急必要な設備を設ける。これのため必要な資材を確保する(経本、商工省)

五 工場能力を最高度に發揮せしめるため、一日二十四時間、一月無休操業を実施せしめると共に、能率向上のため、酒、煙草の特配等報奨の措置を講ずる(農林省、大蔵省、物価庁)

六 粉の包装用資材および精麦の製品並びに副産物の包装用叭または俵を確保すると共に、農林省は包装資材(麻袋、布袋、紙袋、俵、および叭)の回収責任体制を整備する(経本、農林省、商工省)

七 加工能力増強のため、九月操業開始を自途とし大型製粉五、〇〇〇、バレル高速度製粉二、四〇〇馬力、精麦一、〇〇〇馬力の急速整備を図る(経本、農林省、商工省) (傍点——引用者)

しかし電力不足をも主な原因として二二年八月の加工実績は計画の約七三%にしか達せず、とくに小型工場、精麦工場は計画の五〇——六〇%と低かった。経済安定本部は十月二日緊急措置として、(1)十月末を限り、原則として設備能力一五〇、〇〇〇バレル以上の製粉五一工場(月間加工能力五二、八〇〇トン)と一〇〇馬力以上の高速度製粉四二工場(同九、四八五トン)および精麦八〇工場(二一、一一〇トン)、合計一七三工場(八三、三九五トン)について、(2)専用配電線をもつ工場は緊急し

戦後日本の製粉工業

(註1) 所要資材一覧表

資材名	所要部門	所要数	重	備	考
鉄材	製粉	2/28	追加分	385 トン	第3・4半期分から先渡する。
普通鋼	製粉	2/23	追加分	233 "	第3・4半期分から先渡する。
重鉄板	製粉	2/23	追加分	100 "	第1・4半期保留分から割当てる。
鉛	製粉	2/23	追加分	3,900平方メートル	
ベニヤ	製粉	2/23	追加分	307メートル	
フィルム	主食加工一般	2/23	追加分	4,200,000	第2・4半期より箱袋を割当てる。
包装袋	製粉	2/23	追加分	20,160ボンド	第2・4半期及保留分から割当てる。
糸	製粉	2/23	追加分	55,725ボンド	第2・4半期及保留分から割当てる。
縫糸	製粉	2/23	追加分	5,500 トン	確保に努める。
石炭	主食加工一般	2/23	追加分	1,052,000 KWH	確保に努める。
電力	製粉	2/23	追加分	129キロワット	第1・4半期1か月分45キロワットを7月分74キロワットに増
機械	製粉	2/23	追加分	25 トン	加し、8月以降10月末まで毎月少くとも7月と同量を確保することに努める。
油	製粉	2/23	追加分		第1・4半期1か月分3トンを7月5トン8・9両月各10トンに増
モーター	製粉	2/23	追加分		加することに努める。

や断をおこなわない。(3)専用線をもたぬ工場はできるだけ早く専用線を設ける。専用線の設備完了までは十月末を限度とし、石炭工業用と同じく最優先的に配電する、などの方針を示した。(4)

これらの諸対策によって七、八、九月には「どの工場も真に二四時間ぶつ通しの緊急加工をおこなった……農村に点在する小規模な賃加工業者まで動員され」て、予定の九五%の効果をあげたといわれる。(4)

昭和二年端境期の緊急加工の轍を繰返したくない政府は昭和三年六月二日に「端境期における主要食糧の配給確保緊急措置に関する件」を閣議決定した。

端境期における主要食糧の配給確保緊急措置に関する件  
(三三・六・二二 閣議決定)

七月乃至十月における主要食糧の需給見透に鑑み同期間に於ける食糧配給を絶対的に確保し内外食糧の配給操作力を最高度に發揮するため左の緊急措置を実施するものとし、各主管官庁において六月三十日を自途

に可及的速かにこれが準備をするものとする。

一四五(略)

五、麦類の加工能力の増強

国内産麦類及び輸入食糧の加工を確保するため、澱粉、精麦工場の能力を最高度に發揮せしめ、原則として昼夜運行を行い、所謂原麦配給は極力これを避けることとし、これがため次の措置を講じる。

- (1) 既存製粉、精麦工場の機械設備の補修整備を緊急に実施し、その能率發揮に努めるとともに、現在工事進行中の新增設工場はこれを急速に完成せしむるため別紙により所要資材を確保し、新穀出廻り期日に間に合うように工事を促進する。(経本、商工省、農林省)
- (2) 麦類に必要な電力及び石炭は、他部門に優先して別紙数量の割当を確保し現物化に努める。  
なほ目下進行中の電力専用線工事は極力促進し新穀出廻りに間に合うよう措置する。(経本、商工省、農林省)
- (3) 小麦粉用容器は、製品及び原料用袋の回収再生を強化するとともに、不足数量袋については新袋の確保及びこれが現物化に努める。  
なほ製粉業者に対し運転資金の融資を考慮する。(経本、商工省、農林省)
- (4) 最近における資金難の实情に鑑み、製粉、製麦業者に対し工場整備及び運転用資金の融資を緊急に実現せしめる。(大蔵省、農林省)
- (5) 現行加工賃を至急適正に改めるとともに、その支払の迅速化を図るため所要の措置を講ずる。(物価庁、大蔵省、農林省)
- (6) 二十三年産米及び甘しよの早期消費、新米及び新甘しよの早期消費を実現せしめる措置については、九月以降における外国食糧の輸入見透に依り別途措置を講ずる。(農林省)

戦後日本の製粉工業

(7) 外国食糧の輸入増加懇請

国内的には右の如く各産の緊急措置を講じ七月乃至十月における主要食糧の配給操作に万全を期するも計画数量に一時的に若干の艱難を來す虞もなしとしないから日本政府は連合軍總司令部に対し既定計画以上に外国食料の輸入を増加せられるよう懇請する。(経本、農林省)

備考

各主管官庁は本措置の実施につき速かに経済安定本部総務長官(生活物資局長)に報告するものとする。(傍点—引用者)

以上の進捗状況についての食糧管理局は、つぎのように報告している。

端境期における主要食糧確保緊急措置の進捗状況に関する件

(二三、七、八、食管)

さきに閣議決定の端境期対策に関し七月上旬に於ける之が進捗状況は次の如くである。

一—五(略)

五、麦類の加工能力の増強

(一) 製粉、製麦工場の機械の補修整備並に新增設中の工場の所要資材は別表の通りにして経本生産局とは了解であつて極力現物化を促進することにする。

なお運転資材(機械油及び 그리스)については左の通りである。  
機械油については所要数量の確保について経本において了解であり、七月分はすでに発券済である。

그리스に付ても所要数量の確保について経本とは了解であり七月分は発券済である。

戦後日本の製粉工業

(二) 動力関係

石炭は概ね所要量を確保できる見込である。

電力の確保については次の措置を講ずることとし六、三〇三電

一、一二七号により商工省電力局長より各商工局長に通達済

(イ) 電力の割当

小口使用者で委託加工を行なうものに対しては最盛期負荷率を適用する。

(ロ) 電力需要区分の一時的変更

委託加工工場のうち甲の(イ)になつていないものについては臨時に甲の(イ)として取扱う。

(ハ) 政府委託加工工場に対しては電力事情の許す限り昼夜連続送電し休電日を置かない。

(ニ) 農林省の現地事務は資材調整事務所、商工省関係事務は商工局出張所において行い、連絡を密にして事務の迅速化を図る。

(三) 小麦粉用包装容器については綿袋四、二〇〇千袋の確保を図ることとし六月二十九日付GHQESSよりその原料として四、〇〇〇千ヤールの国有綿の放出が許可せられた。

(四) 製粉、製麦工場の整備資金及び運転資金の融資に付ては農林省総務局を通じ大蔵省銀行局及び日本銀行資金局並に融資幹旋部と折衝

を行い左により融資を行うことに了解が成立し、近く各食糧事務所

長に通達する予定。

(イ) 融資の対象は政府より加工の委託を受ける製粉、精麦工場(除小型製粉団体所属工場)とし地方銀行(原則として取引銀行)

より工場別に融資するものとする。

(ロ) 融資の金額は別紙の通り。

(三) 融資の方法

日本銀行本店は支店に対し製粉、精麦工場の融資の幹旋について通達する。

日銀支店は、右通達に基いて地方銀行による融資について幹旋を行うものとする。

右により地方に於ける融資の実現が困難なものについては、地方よりの報告を受けて中央に於て農林省日銀協議の上、別途措置を講ずる。

(ニ) 返済

返済条件については借受人と銀行との部に協定することとするが七月以降受領する加工賃中よりなるべく速に返済するものとする。

(ホ) 精麦工場向運転資金は昭和二十二年大蔵省告示第三十七号別表

に掲げる産業資金貸出優先順位は丙種であるから製粉同種乙種の取扱をする様日銀の諒解を得て目下手続中。

(四) 加工賃の引上については現行加工賃の約二・二倍に引上げることに物価庁と原則的に了解が成立し、本年の新麦より適用することについて目下物価庁と折衝中である。加工賃支払の迅速化に、ついで

は、概算払制を実施することとし目下概算払実施のため必要とする食糧管理特別会計規則の改正につき手続中である。

(六) 労務物資については左により特配又は繰上配給の措置を講ずることとし、七月二日経本生活物資局長より物資主管官庁に通達済である。

(イ) 煙草

四、三三〇、〇〇〇本

成年男子三六、〇〇〇人に対し月三十本宛四ヵ月分

(表17) 復興金融金庫よりの食糧品工業部門  
業種別融資金額 (昭和23年度 単位1000円)

業 種	金 額	業 種	金 額
缶詰	100,000	乳製品	35,000
油脂	115,000	アミノ酸	20,000
製粉	72,750	イースト	16,870
製パン	35,120	製麦	700
諸粉・澱粉	51,400	その他	32,000
		計	479,300

(資料) 農林行政研究会『食糧行政』昭和24年6月号

(表18) 復興金融金庫の農林関係資金融資計画並実績  
(昭和23年度 単位1000円)

	要 求 額	安本査定	融 資 実 績 (うち食糧品工業)
一般農林業	5,584,000	1,335,000	838,037 (479,300)
蚕糸業	429,000	213,000	48,350
水産業	10,595,000	5,029,000	2,557,450
合 計	16,608,000	6,577,000	3,443,837

備 考

- (1) 安本査定による23年度復金融資計画の各省合計は2,228千円
- (2) 融資実績は中央幹事会附議決定分のみ計上す。

(資料) 表17に同じ

二七、〇〇〇足  
地下足袋  
地下足袋所要労務者三四、四九五二人に対し年度計画の枠内から繰上配当する。

(注2) 資 金 関 係  
◎大中型製粉所要資金  
○工場整備費

六五、三二〇、〇〇〇円  
六五、三二〇、〇〇〇円  
四一、五七〇、一〇〇円  
◎高速度製粉所要資金  
二九、三四三、六〇〇円  
二九、三四三、六〇〇円  
◎精麦所要資金  
一四二、四五一、一〇〇円  
○工場整備費  
四七、六六四、一〇〇円  
○経営資金  
九五、七八七、〇〇〇円  
合 計  
一五〇、三三一、二〇〇円  
(榜点—引用者)

以上のごとく、昭和二三年までは資材を優先的に割当て、資金を幹旋し、加工賃の値上げなどをつうじて、政府は積極的に

(イ) キャラメル 一三八、八七二箱(九トン七二〇〇)  
未成年男子五、二五八人、女子一三、一〇一人  
計一七、三三九人に対し月二箱宛四カ月分  
作業衣 五四、一六四点  
労務者五四、二六四人に達し作業衣一点を年度計画の枠内から繰上配当する。

(ロ) 地下足袋  
地下足袋所要労務者三四、四九五二人に対し年度計画の枠内から繰上配当する。

(注2) 資 金 関 係  
◎大中型製粉所要資金  
○工場整備費

六五、三二〇、〇〇〇円  
六五、三二〇、〇〇〇円  
四一、五七〇、一〇〇円  
◎高速度製粉所要資金  
二九、三四三、六〇〇円  
二九、三四三、六〇〇円  
◎精麦所要資金  
一四二、四五一、一〇〇円  
○工場整備費  
四七、六六四、一〇〇円  
○経営資金  
九五、七八七、〇〇〇円  
合 計  
一五〇、三三一、二〇〇円  
(榜点—引用者)

戦後日本の製粉工業

製粉工業の復旧と新增設を促進した。さらに資金には復興金融庫からの融資がある。

戦後昭和二二年一月から二四年三月までに、全国の資金融資額の五〇%を占めた復金からの融資は、基幹産業である鉄鋼、石炭、肥料、電力などにたいして重点的におこなわれ、食料品工業への融資は、附ず的なものであった。昭和二三年度の復興金融庫の製粉工業にたいする融資方針は(1)食糧需給採作上、とくに必要ある地区の新設は厳選のうえとりあげる。(2)既存設備の補修、改良、および値増しについて考慮する。(3)高度製粉の改装は地方事情勘案のうえとりあげるといふものであった。昭和二三年度の復興金融資による食糧品工業への業種別融

(表19) <製粉加工賃>昭和21.6.9より  
(小麦粉裸22kg)

グループ	原料	
	内麦	外麦
製粉協会	円 2.65	円 3.05
全国農業者会	2.80	3.10
全国製粉組合連合会		
高速度製粉	4.55	4.55

- 1) 割増加工賃 (小麦粉裸22kgにつき)  
内麦粉、外麦粉とも40円、たゞし加工歩留以上2%迄のものにたいして支払われ、それ以上割増加工賃は22kgにつき11円とする。衝撃式高速度粉砕機を使用したる製品に付ては割増加工賃を支払わない。
  - 2) 容器損料 小麦粉容器 (製粉協会)  
1袋につき 3円
  - 3) 賠償金 割増加工賃に同じ
  - 4) 手数料 小麦粉22kgに付  
製粉協会 40銭  
製粉組合連合会 1円40銭  
農業者会 25銭
  - 5) 工場報奨金 小麦粉22kgに付 25銭
- (資料:『日本食糧新聞』昭和21年10月8日)

資状況は表17のとうり、油脂、缶詰業について、製粉工業には七、三〇〇万円が融資されている。

小麦粉増産のためには以上のごとき、資金、電力、資材の優先的割当とともに、加工賃の「適正化」が必要であった。

統制下の加工賃決定の方法は、①企業別原価計算、②一商品一価格、③グループ別原価計算の三方式がある。製粉工場のごとく工場数の多いばあいは①の企業別原価計算はほとんど不可能である。また、企業間格差があり、製粉工場能力の拡充を必要とする段階では②の一商品一価格制を不適當である。製粉加工賃はグループ別原価計算方式が採用された。加工賃は、生産諸条件の差のみならず規模別操業度も加味された。

たとえば昭和二二年六月以降の製粉委託加工賃は表19のとうりである。(1)製粉協会、(2)全国製粉組合連合会、全国農業者会、(3)高速度製粉の三グループによって製粉加工賃が決定されている。グループ別に加工賃の差は非常に大きい。製品単位あたり加工賃は内麦を原料とするばあいに、製粉協会の加工賃は高速度製粉の加工賃の五八・二% (外麦六七%)、全国製粉組合連合会の加工賃はおなじく六一・五% (外麦六八%) にあたる(この加工賃の規模別格差は、その後縮小された)。また、加工賃決定の前提とせられる年間平均操業度は表21のとうりである。

以上のごとき、小麦粉増産、製粉企業育成政策によ

(表20) 製粉委託加工賃

改訂年月	内 麦		外 麦		割増加加工賃
	1 等 粉	2 等 粉	1 等 粉	2 等 粉	
S. 23. 7	円 25.60	円 23.30	円 27.65	円 25.15	円 0.35
24. 4	{ A 25.30 B 25.30 }	{ 23.10 23.10 }	{ 28.45 28.45 }	{ 25.95 25.95 }	}24.1より0.90
7	{ A 25.40 B 31.60 }	{ 21.40 26.90 }	{ 27.40 33.60 }	{ 23.40 28.85 }	
11	{ A 18.80 B 25.50 }	{ 15.30 21.30 }	{ 26.80 33.00 }	{ 23.40 29.10 }	} 0.70 (以降廃止)
25. 1	{ A 4.00 B 13.30 }	{ 0 7.00 }	{ 17.60 25.50 }	{ 12.80 19.65 }	
5	{ A - 6.50 B 2.50 }	{ -11.75 - 3.85 }	{ 1.15 9.95 }	{ - 3.95 3.70 }	
7	{ A - 3.40 B 5.50 }	{ - 8.60 - 0.40 }	{ 3.45 12.55 }	{ - 1.60 6.35 }	
11	{ A -11.60 B - 2.40 }	{ -16.90 - 8.60 }	{ - 0.60 8.10 }	{ - 5.70 2.20 }	
26. 7	{ A -15.75 B - 4.40 }	{ -21.05 -10.60 }	{ - 3.85 7.15 }	{ - 8.95 1.25 }	
11	{ A -37.35 B -23.35 }	{ -42.65 -29.55 }	{ -18.70 - 4.25 }	{ -23.80 -10.15 }	
27. 4	-47.90	-52.90	-29.40	-31.60	
7	(等級別廃止)	-49.80	(等級別廃止)	-27.65	

- (注) 1. Aは中央割当工場、Bはその他一般工場に、それぞれ適用された加工賃。  
 2. 加工賃のマイナス(-)印は、加工賃に副産物麩の価格を織りこんで、それを差引かれるため、麩歩留の増加、麩価格の高騰などにともない生じた価格差で、製粉業者が政府に麩売上収入から納入するもの。  
 3. 27年7月以降は学校給食用などのものである。

(表21) 加工賃算定に用いられた操業度

	大 中 型	小 型
昭和22年	40%	30%
23年	45%	30%
24年 中央割当工場	50%	—
そ の 他	36%	36%

中山憲「製粉工業の報告書」(『食糧工業』第2巻第2号昭和25年2月学術社発行53ページ)より

(表22) 規模別製粉能力の復興(バーレル)

グループ	年	昭和21年10月	22. 10	23. 10
大・中型製粉		55,564 (62.8)	63,979 (38.7)	97,996 (40.9)
小型製粉		32,701 (37.2)	40,740 (24.6)	93,130 (38.9)
高速度製粉		—	61,134 (36.9)	48,613 (20.3)
合計		88,345	165,453	239,739

註 大・中型は50バーレル以上の工場(クラブ会員)  
 資料 製粉振興記念委員会編『製粉工業便覧』  
 (昭和25年、製粉倶楽部)127ページ

(表23) 全国製粉加工状況(単位:原料トン)

原料	グループ	製粉クラブ	小型製粉	高速度製粉	計
	期間	会員			
内地穀類	21.7~22.6	126,650	54,291	6,554	187,495
	22.7~23.6	121,364	87,407	21,478	230,149
	23.7~24.6	241,730	180,325	47,268	469,323
輸入穀類	21.7~22.6	515,027	15,963	65,398	596,388
	22.7~23.6	777,558	66,091	172,671	1,016,320
	23.7~24.6	1,010,614	184,971	123,156	1,318,741
合計	21.7~22.6	641,677 (81.8)	70,254 (9.0)	71,952 (9.2)	783,388 (100.0)
	22.7~23.6	898,822 (72.2)	153,499 (12.3)	194,148 (15.6)	1,246,469 (100.0)
	23.7~24.6	1,252,344 (69.9)	365,296 (20.4)	170,424 (9.5)	1,788,064 (100.0)

製粉クラブ会員工場は製粉クラブ資料、その他は食糧庁輸食課資料(『製粉工業便覧』p.616~617)

つて、製粉工場数及び製粉能力は復旧した(表11)。製粉工場数の変遷をみるに、昭和二年には二、四四四工場、昭和二年には四、四九〇工場へと増加している。三年には三、四九五工場、四年には三、〇二六工場と以後工場数は減少傾向にある。昭和二年の増加は「未利用資源」加工を目的に設立された高速度製粉工場数を含んでおり、三年の工場数の減少は、二年一日に実施された日産一・五トン未満の零細工場の契約解除数と、昭和二年産麦割当方針(二年六月決定)において、不良工場(粗悪製品製造工場および不正工場)にたいする割当停止、ないし削減が決定されている。これらのことが影響していると思われる。

製粉能力は、昭和二年一〇月の八万八千バレルが二年一〇月には一六万五千バレル、二三年一〇月には二四万バレルに増加している(表23)。

規模別製粉能力占処率(表22)は、大・中型製粉(五一バレル以上)工場が昭和二年一〇月には六三%を占めていたが、一年後には三九%、昭和三年には四一%である。昭和二・三年段階には小型製粉工場、および高速度製粉工場能力が重要な比率を占めたことがわかる。しかし、大・中型製粉工場の加工数量の占処率は能力占処率より高い(表23)。昭和二年七月から二年六月の間に五一バレル以上のクラブ会員で八二%を占めた。二年七月から三年六月までの一年間には七二%を占めている。昭和二——三年当時、能力占拠率六〇%の

五〇バレル以下の小規模工場と高速度製粉業者で三〇%を生産しているにすぎない。しかし、終戦直後の政府委託小麦粉は五〇バレル以下の小型製粉企業、高速度製粉企業(三〇〇〇——四〇〇〇工場におよぶ)によってその三分の一が支えられていたことは重視すべきである。「今までは製粉工業の中に入れてられなかったものが一ぱし一人前の加工工場として、顔をだしてきて、食糧政策の一端を担うという形になった」といわれる。

大製粉企業の加工能力は、昭和一六年に、日清製粉が二五、〇九五バレル<sup>(46)</sup>、日本製粉が二四、七一六バレル<sup>(47)</sup>、二社で四九、八一バレル、全国製粉能力一八、〇〇〇バレルの四二・二%(昭和一〇年には八〇%)を占めていた。しかし、終戦時には日清製粉が八、三二七バレル(一六年の三三%)、日本製粉が七、四六六バレル(一六年の三四・四%)に減少しており、第三位の昭和産業が二、六〇〇バレル、戦災の被害をもっとも強く受けたといわれる日東製粉の能力は戦時中の一%、五〇〇バレルに減少していた。上位二社の全国能力占処率は三三%であった。

製粉能力に対する需要増加という好条件のなかで、大製粉企業は戦災保険金、借入金などを復旧資金として能力の回復をはかった。

戦時中、シルクル生産の失敗などで負債を負った昭和産業は一時再生をあやぶまれていたが昭和二年七月までに能力

四、五〇〇バレルまでの復旧計画をたて、資金約五〇〇万円のうち三五〇万円は保険金、残額一五〇万円は手許資金を利用、日東製粉も復旧資金に戦災保険金の一部と借入金五〇〇万円を使用した。日清製粉の設備能力も昭和二年には昭和六年のほど六〇%、二年には六四%にまで回復した。

しかし、一方で、旧財閥系の大規模製粉企業は戦後「民主化」政策の影響を受けた。

昭和二年一月総司令部は「独占企業の排除と経済機構の民主化」方針を発表し、二月には財閥その他の特殊会社一八社と関係三三六会社の活動制限、資産凍結を指示した。

日本製粉は三井本社によって株の四九%が保有されており、三井財閥の準直系会社の等頭にランクされていたため二年三月一六日、第一次の制限会社に指定された。制限会社の指定を受けたため日本製粉は営業範囲を通例の業務に制限され、増資、社債発行、配当決定、資産処分、新規資本設備の購入借受けなどをこなうためには事前に総司令部の同意を必要とした。このため工場間の施設の移転、補修も自由にはおこなえず、工場の復興は遅滞したといわれる。昭和二年二月八日には日清製粉、日本製粉、昭和産業の三社が「過度経済力集中排除法」の対象企業となり、企業分割問題にも直面した。しかし同年一月一九日昭和産業が除外され、二四年六月四日には日清製粉、日本製粉も解除された。終戦直後の大手企業の製粉能力回復の遅れは、いまひとつ、大手企業向けの機械設備の生産遅滞が

ある。(大手企業が戦前水準の能力を保有するのは昭和二七年——八年になってからである)。

(二)

以上のごとく、統制(委託加工方式)下で製粉資本間の市場競争(原料市場、製品市場)は潜在化し、さらに政府の小麦増産対策によって、加工能力は急増した。すなわち製粉能力は昭和二年八八、〇〇〇バレル、二年には一六五、〇〇〇バレル、三年には二四〇、〇〇〇バレルと増加した。これにたいして、原麦(国内産麦と輸入麦)量は農家保有麦をも含めて、昭和二年には九五万トン、二年には一四六万トン、三年には一九〇万トンであり、原麦にたいして製粉能力は過剩状態にあった。すなわち、昭和二年には全工場の操業率は四一%であり、昭和三年は三一%である。もっとも操業度の高い大工場でも、二二年度が五一%、二三年度が四三%であり、小型業者は三六%に三一%、高速度製粉業者は三二%に一%であり、非常に低率である。にもかかわらず政府が製粉能力育成に力を入れた理由は、毎月平均した加工ができなかったためである。加工は外麦輸入期と内麦収穫期に集中した。とくに昭和二年の小麦輸入は七月、八月、九月の三ヶ月間に集中、二二年の小麦輸入も八月と九月に集中している。昭和二年七月の輸入量は六月の三倍以上、二二年の八月には七月の三・五倍が輸入されている。食糧事情の逼迫している事態では輸

(表24) 月別製粉加工量 (トン)

原 料			製 品		
21. 11	59,263	55,579	22. 11	57,700	53,442
12	24,590	22,966	12	30,423	27,954
22. 1	46,729	44,110	23. 1	56,425	51,954
2	42,146	39,926	2	106,563	102,257
3	56,078	52,972	3	119,309	111,108
4	36,793	34,670	4	52,066	47,791
5	23,621	22,053	5	23,518	21,613
6	24,272	22,737	6	24,650	22,380
7	132,448	121,317	7	130,709	112,414
8	195,389	176,976	8	163,689	139,148
9	229,365	208,887	9	204,217	181,441
10	193,829	177,908	10	146,766	129,765

『食糧管理年報』

入麦は直ちに製粉加工する必要があった。年平均操業を前提としてではなく、七、八、九月の加工量を前提としての製粉能力が必要であった。たとえば昭和二十一年一月には操業率は二〇%以下に低下した。内麦端境期であることと外麦製粉がおこなわれなかったことが原因である。

政府はこのため食糧需給上、相対的に過剰な製粉能力を必要

戦後日本の製粉工業

とするが、製粉企業にとっては設備遊休はマイナスである。委託加工方式下では原麦割当量が企業利潤決定の最大要因であるため、企業間の原麦獲得競争は、統制下ではあったが激烈であった。たとえば、昭和二十一年、中央食糧営団解散後、製粉業者の統制をいかにするか問題となった。大型企業は大・中・小全製粉企業を一体とする統制団体の結成を主張し、その実現を推進していたが、原麦輸入事情が相当変化し、見透し困難な状況になるとともに主張を変え、大型企業独自の統制機構の結成へと動いたといわれる。原麦割当を中心とする相互間矛盾を内部にはらんだ単一統制団体よりも、矛盾を明確に示す複数の統制団体にすべきだということであったであろう。結局、当初同一步調を示していた中型企業と小型企業が分裂し、大型企業と中型企業で全国製粉協会（五〇パーレル以上）を六月一日に結成し、小型企業のみで全国製粉組合連合会を六月一〇日に結成した。この二統制機関のうえに協議会が設置された。これによって原麦割当の平等化がはかられるはずであったが、「製造の割当は所謂実情主義で、間に合わせに行われた、外麦の割当は内麦をとった上大工場優先に二重に操業を繁忙ならしめた、その結果日清の如きは決算面に四割の利益を出さざるを得なくなった」といわれる。原料をめぐる企業間競争の顕著な例にトーモロコン加工がある。

昭和二十二年に六〇万トン近くのトウモロコンが輸入された。この輸入トウモロコンをめぐる企業間の競争があった。農

(表25) トウモロコシ輸入量  
(単位・トン)

年 月	21	22
1月	201	—
2月	—	16,142
3月	—	29,452
4月	—	31,845
5月	—	46,321
6月	2	80,870
7月	16,400	154,869
8月	54,175	50,552
9月	15,161	170,081
10月	1,594	—
11月	—	—
12月	—	—

『食糧管理史』(製度篇)

林省はトウモロコシを高速度製粉工場に委託加工せしめる方針であった。これにたいしてローラー式製粉業者は、ローラー式製粉機で加工すれば皮と実の分離が可能であり、粉の品質も良く、搾油も可能であり、搾り粕は代用醬油アミノ酸の原料となり、フスマは飼料となる。他方高速度企業救済のためとはいながらも、高速度製粉機で加工すれば皮と実の分離が不可能なため利用率は減殺される、物資不足の甚しいときにもつたいない。したがってトウモロコシはローラー式製粉企業に委託加工さすべきだ、と主張した。<sup>36</sup>原料の極大利用を名分とする原料獲得のための主張である。

これにたいして高速度企業は、政府の切なる勸奨によって、無理して設備したのであり、食糧危機が切り抜かれたからといって放任さるべきではない。高速度企業の活路はトウモロコシの委託加工で打開できると期待していた。油脂をとるなど合

理的なことではできないとしても、量はローラー式より多くなるし、油を含有しているため栄養価も高い筈だ、トウモロコシの加工に固執しないが、機械の運転できる原料を与えてほしい、と主張した。<sup>37</sup>

この両者の主張にたいして政府は、高速度製粉業者の窮状にたいしては政府も責任を感じている。しかしトウモロコシの合理的な利用も必要だ、現在のところ高速度業者の適当な救済方法は見当らない(片柳長官)。トウモロコシ輸入量以内に限定して小麦を高速度企業へ委託加工させても良いと思うが、大製粉企業が承諾するかどうか疑問だ、この点がうまくゆけばトウモロコシの合理的加工も可能であり、高速度製粉企業も救済できる(米麦課技官)と発言している。<sup>38</sup>

当時製粉企業にとって、原料獲得が重要な問題であり、業者間の割当獲得競争の激しかったことがわかる。また高速度製粉企業は、操業一年にして、すでに「適当な救済方法は見当らない」状態になっている。

(34) 食糧庁『食糧管理史V(上)』昭和三十三年、七四ページ。

(35) 『中央粉食情報』昭和二十二年三月一五日。

(36) 『日本食糧新聞』、昭和二十二年六月四日。

(37) 『日本経済新聞』昭和二十二年五月四日。

(38) 田辺勝正『前掲書』三三五ページ。

(39) 『時事』昭和二十二年七月三〇日。

(40) 『日本経済新聞』昭和二十二年一〇月三日。

(41) 『食糧年鑑』一九四九年版、一〇三ページ。

資金関係

- (42) 中村孝義「復金融資と食糧品工業」(『食糧行政』昭和二年六月号、二一ページ)
- (43) 『日本食糧新聞』昭和二年八月一六日。
- (44) 『同右』昭和二年六月一五日。
- (45) 宋戸寿雄、前掲論文、一一七ページ。
- (46、47、48) 『日本製粉株式会社七十年史』
- (49) 『日本経済新聞』昭和二年五月二二日。
- (50) 『財界動向』昭和二年三月三一日。
- (51) 『日本製粉株式会社七十年史』
- (52) 同右、五〇六ページ。
- (53) 『日本食糧新聞』昭和二年八月一六日。
- (54) 同右、昭和二年五月一日。
- (55) 全国製粉理事長、浜口文二(同右、昭和二年六月四日)
- (56、57、58) 『日本食糧新聞』昭和二年三月二二日。